

令和4年第12回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月20日（火曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和4年12月20日（火曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 小板橋 憲仁	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 熊谷 泰裕	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 池田 恵司
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		一般質問
日程第2	令和4年第8回安平町議会定例会認定第1号	令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第3	令和4年第8回安平町議会定例会認定第2号	令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第4	令和4年第8回安平町議会定例会認定第3号	令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第5	令和4年第8回安平町議会定例会認定第4号	令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第6	令和4年第8回安平町議会定例会認定第5号	令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第7	令和4年第8回安平町議会定例会認定第6号	令和3年度安平町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第8	議案第1号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第9	議案第2号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第10	議案第3号	安平町ときわキャンプ場の指定管理者の指定について
日程第11	議案第4号	早来小学校解体工事請負契約の締結について
日程第12	議案第5号	令和4年度安平町水道事業会計減債積立金の処分について
日程第13	議案第6号	令和4年度安平町一般会計補正予算（第11号）について
日程第14	議案第7号	令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

追加日程 第 1		会期延長について
日程第15	議案第 8 号	令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第16	議案第 9 号	令和 4 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）について
日程第17	議案第 10 号	令和 4 年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第18	議案第 11 号	令和 4 年度安平町水道事業会計補正予算（第 5 号）について
日程第19	意見案第 1 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について
日程第20	意見案第 2 号	国の支援を強め必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）について
日程第21		議員派遣の件について
日程第22		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第23		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第24		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問 ～ 日程第15 議案第 8 号

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

1 番	工 藤 秀 一
10 番	高 山 正 人

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。初めに9番内藤圭子議員の一般質問を許します。

【通告No.6 9番 内藤 圭子】

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 9番内藤です。よろしく申し上げます。今回私が以前から関心を寄せていた公共交通について質問します。地域に暮らす車を持たない方にとって公共交通が整備されていることがそこに住む最低条件となります。家族に頼らなくても自分が行きたい時に出かけて買い物ができる、用足しができるということは、個人の自立を促進して元気に暮らす原動力と考えます。安平町はJRやあつまバスが走っていて恵まれているかもしれませんが、JRは階段があってお年寄りには選択肢にはならないようです。そもそも駅やバス停まで遠ければ使うことができません。そこで町が独自に行う公共交通が重要になります。安平町は現在、循環バスとデマンドバスが走っています。更にハイヤーが追分地域にあります。比較的整っているように思いますが、実際にどんな課題があるのか利用者さんや運行している方々に話を聞きました。その中で見えてきたことは、利用している方たちには便利に使いこなしているということでした。通勤、通院、買い物、郵便局や銀行、友人とお茶をする、塾の帰り、部活の帰りと様々に使われていました。わかりにくいとか使いにくいという声を聞いていましたが、最初の印象と随分違いました。まずは今までの利用状況と今年改善されて現在までの利用状況はどのようなになっていますか。教えてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問のありました現在の公共交通についてお答えします。初めに今までの利用状況と今年改善されてから現在までの利用状況については循環バス、デマンドバス、ハイヤーの3つに絞った形で回答させていただきます。

そこでこの循環バス、デマンドバス、ハイヤーの3つにかかる令和3年度の利用実績を申し上げますと、まず循環バスの利用者数については3985人で前年比112%。次にデマンドバスの利用者数は3421人で前年比85%。最後にハイヤーの利用件数は7422件で前年比115%という状況になっています。

続いて現在までの利用状況ということで、ここではこの間のコロナ感染症の影響を踏まえた感染状況という観点から循環バス、デマンドバス、ハイヤーの令和4年度の直近データに基づく利用状況を申し上げます。最初に循環バスの11月末時点の利用者数は、3849人で同時期の前年比149%。次にデマンドバスの10月末時点の利用者数は1886人で同時期の前年比95%。最後にハイヤーの11月末時点の利用件数は4481件で同時期の前年比90%という状況になっています。これらの利用状況から見てとれる主な傾向を整理しますと、循環バスについてはコロナ禍の初期であった令和2年度と比較した時、令和3年度で利用者数の持ち直しの動きが見られ、令和4年度においてはコロナ禍前の令和元年度水準に迫るペースで利用者数が回復しています。次にハイヤーについては令和2年度に運賃の半額助成制度が開始されて以降、早来地区のハイヤー事業が令和3年10月に終了した影響があるものの、町全体としては利用件数が伸びている状況にあります。

最後にデマンドバスの利用者数については、ハイヤーの利用件数の伸びに反発する形で年々減少している状況となっています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。デマンドバスは利用者が減っているのですね。デマンドバスの登録者は資料を見て730とかそのぐらいの数字が出ていたのですが、実際の数を把握することは大事だと思います。実際に今利用している方はどれぐらいでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今、内藤議員がおっしゃってくれた数字は本年6月に策定した地域公共交通計画に書いています。デマンドバスの登録者件数としては840人令和2年度実績になっているのですが、こちら現状として使っている方は今70名ぐらいが実質利用者という状況になっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 追分と早来で利用者数がちょっと違うと思うのですが、それも大体同じということでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 利用実績の件数の部分で言いますとR3年度実績で追分地区が1488人。早来地区が1933人と。早来地区の方が延べ人数としては増えている状況になっています。実人数については申し訳ありませんが押さえていませんでした。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。わかりました。利用者数からもわかるように使いこなしている人はすごく少ないなという印象です。多くの方がわからない、わかりにくいというのはどうしてだろうかとまず考えました。必要に迫られないと必死に調べないからだとは思ったのですが、今のところ何とかなっている方はそこまで必死に知ろうとしませんし、知人や家族に送ってもらうことができるという方は公共交通にあまり興味を示せないのかなって思いました。ただ、家族を頼らないで気兼ねなく出かけられるということは高齢者の自立を考えるととても大切で、使いやすい公共交通の必要性を痛感します。そんな中、先日話した方はデマンドバスは知っているけれど年齢制限があるのでしょって言っていました。いつも駅まで歩いているのを見ていたので、早速デマンドバスの利用の登録をお勧めしました。免許を返納した、これは安平地区の方なのですが、デマンドバスを知りませんでした。いつも息子に頼むからと言うのですが、息子さんはいちいち苦小牧からいらっしゃっているそうです。ちょっとした用を足すのに足がない話をされたので、デマンドバスという方法があるという話をしました。このように利用が想定される方にデマンドバスを利用するための情報が届いていない。広報が足りないと感じました。お年寄りにきちんと届く方法で情報を伝

えることが必要だと思っておりますが、現在の広報はどのように行っていますか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在の利用促進に向けた普及状況としては、大きく3つになっています。1つは毎年3月に紙媒体として総合時刻表乗り物ガイド、こういったものなのですがお配り全戸配布している状況になっています。これで広く皆さんに周知をしていると。もう1つは老人クラブや婦人会などの例会にお招きいただき、公共交通の説明会を随時やっている取り組みをしています。3つ目としては、毎月の広報笑顔で安平町の公共交通体系を記載して相談窓口の連絡先を書いていると。相談窓口の常設周知をしている、この3点が中心になっています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。そのようにされていても取材した中でお年寄りに届いていないという実感がありました。そこで、これは私の提案なのですが、先ほど老人クラブや婦人会で講習しているとおっしゃっていたのですが、老人クラブや自治会の行事としてデマンドバスや循環バスに乗って、それを移動手段として行事を行うとかそういう提案を行政の方からして積極的に働きかけていくことはどうでしょうか。自治会の集まりにも老人クラブにも参加しない方はじゃあどうでしょうか。免許返納のタイミングでこの安平町の制度を説明するっていうのも効果的かと思います。また、地域の保健師さんは住民の様子をよく把握しています。そういう中で公共交通のお勧めができるかもしれません。担当課は違いますがそういう協力があってもいいと思います。いずれにせよ広報の手法の工夫が重要だと思いますが、広報をするのは委託する業者でしょうか、それとも行政でしょうか。伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 広報の周知の主体としては、現在行政、役場が中心となってやっています。例を言いますと例えばあびらチャンネルではJRの乗り方とかMONET（モネ）バスの予約方法をやっているのですが、一部町の方でCM作成の委託を出しまして、その成果品をあびらチャンネルで出しているような状況となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。公共交通といえども広報が重要で、せっかく走っているのですから多くの利用者がいることが重要です。多くの人が免許を返納しても、足がちゃんと確保されているということが理解されることで返納する後押しになったりするのではないかなって。返納しても安心してここで暮らせられるんだなという理解が広がるのが大事ではないかなと思いました。それと多くの利用者が出ることで、そこで利益が出てくるのが大事だと思います。せっかく走っているバスなのに確か1割ぐらいだったと思うのですが、少しでも運賃で賄われる歩合が増えればいいなって思ったのですが、利益が少しでも出ることが大事だと思うし、業者さんのモチベーションのためにも利益がでることで業者が少しでも儲かる仕組みが大事だと思います。現在、利益は業者に還元されていますか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 利益構造については今内藤議員がおっしゃっていただいたとおりなかなか公共性の高いものでして、これを収入のみで賄えるのは現実的には厳しい状況になっています。循環バスについては収入ベースでは1割相当になっていますし、デマンドバスについても大方が公費の負担になっています。ハイヤーについては現状としては民間ベースの収入に対して半額助成という利用促進策をすることで三位一体の協働型の料金体系になっていると認識してまして、この利益性の向上についてはおっしゃるとおりでして、その部分もインセンティブを付けながら公共交通の利用が伸びていくように努力していきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ちょっと今の説明は私わかりにくかったのですが、今後そういう方向も考えられるということでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇） そうですね。循環バスについては公共交通として

なかなか収益性を望むのが難しい状況になっていますので、この部分については現状維持をしつつ利用者が増えることでその収益性が上がって町に収益がもたらされる構造なので、町は引き続きそこを努力したいと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足させていただきます。循環バスについては当然合併した町ということで、そういったことを配慮した中で走らせてきた経過もありますので、それを業者のモチベーションということも非常に大事ですが、全て無料ということもいかないのでデマンドバスについては料金設定も安価にしながらか多くの方に利用していただく。また、仕組みがまだ新しい仕組みでスマートフォンで予約してみたり、そういったことも将来的な10年後、20年後も見据えた取り組みでもありますので、循環バスまたはハイヤー、そしてデマンドがそれぞれ互換し合いながらこの先利用が増えるように様々な支援策も行ってきました。今回震災もあつたりコロナ禍で外出の機会が相当減ったということも影響していますので、内藤議員がおっしゃっていた様々な老人クラブであつたり、色んな行事の際に実際に乗ってもらおう、使ってもらおう。例えばデマンドであればアプリをスマートフォンに入れて操作してもらって実際呼んで、そして乗ってもらおう体験。こういったことも重要ではないかなと思っていますし。早来地区の老人クラブですかね、自治会等も公共交通を使って利用促進の支援もしているものですから、例えばウポポイの方に行ってくれたり、栗山の方の温泉施設に行っていたり、そういった公共交通を実際に複数の方で利用していただいている事例もありますので、口コミまた保健師さんとの話もありましたが、お年寄りとつながっている方たちがそれを目的だけではなく、何気ない仕事の一環でアドバイスをしたり助言したり民生児童委員さんにも先般新しい方含めて委嘱状を交付させていただきましたが、そういった方も通して様々な形で広報をなんぼ周知しても読まない方もやはりいますし、難しく理解できない方もいますので、様々な方法を使いながら利用促進を進めていきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。その公共交通に利益の考え方がそぐわないというのは確かに、本当にそうなのかもしれないのですが、私が考えたのは委託されてこれだけやっておけばいいみたいなふうになるのがすごくもったいないなと思っていて、今は業者の方が親切に、例えば同じ時間の予約でこっちに行く人とこっちに行く人が居たら先にこっち側行ってくる

からちょっと待っていてくれますかとか、そういうやりとりの中で今のデマンドバスが運行されていることがわかりました。業者の方が皆さんの希望を叶えるために色々努力されているのだなということがわかったのですが、本当はその営業努力に対しての見返りが大事ではないかなと、私は運行側のそういう努力を見た時に感じました。例えばこういうのはどうだろうと行政側から言った時に、業者さんがこれだったらできるよとか丁寧なやりとりの中でお互い歩み寄って、より利用者が使いやすい形ができていくのが今まさに必要なのではないかなって話を聞きながら思いました。そういう中からデマンドバスの時間が決まっていることで、すごく使いにくいことはおっしゃっている方が何人かいました。行政では先ほど町長おっしゃったようにAIによる配車システムを整備しているそうですが、こちらの利用状況を伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） すみません、今の質問にお答えする前に先ほど答弁した内容で少し誤りがあったので修正します。まず、循環バスの収益率10%程度とお話をしていたのですが、令和3年度実績で3.7%。前年も4%前後という状況になっています。あと内藤議員のご質問の趣旨、インセンティブ利用運営者が頑張った分収入に跳ね返るとするのはデマンドバスのことをおっしゃっているんだなということが今の質問でわかりまして、現状としてはデマンドバスは頭打ちになっていまして、利用者件数が増えてもそこがインセンティブが働いていない構造になっています。その理由についてはデマンドバスが伸びるとハイヤー利用者が減っていく関係性が実はありまして、先ほど最初に利用状況でお答えした部分もハイヤー件数が伸びていくとどうしてもお客さんが重なってくる部分があってデマンドが減っていく傾向がありまして、過去にもデマンドバスを伸ばすために事業者とその部分を取っ払ってインセンティブ働くような制度設計をするか協議した経緯はあるのですが、そうしますとハイヤー事業の方が難しくなっていくということで現状の循環バス、デマンドバス、ハイヤー事業の制度設計になっています。内藤議員がおっしゃるとおり事業者と丁寧な協議を重ねながら現状の町にあった運行体制を引き続きやっていきたいと考えています。

続きましてご質問のありましたスマホの利用状況、MONET（モネ）システムと呼ばれる部分の利用状況についてお答えします。まずはR3年度実績状況になりますが、登録者数38件、令和3年度のMONET（モネ）システムを利用実績は0件という状況になっています。R4年度の9月末時点の状況としては19件の新規登録がありまして、こちらは実績4名という形になっています。スマホ予約システムについては現在スマホ教室等で説明をさせていただきながら、そうしたところを通じて利用促進に向けた努力を行って

いる状況となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。現在利用4件ということだったのですが、スマホを使えないデマンドバスを使っている方が大半なので、そちらに合わせた運行や配車が必要だと思いました。そこで今後の取り組みとして、どのように考えているのか伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど質問でAIの配車システムと内藤議員が言われましたが、AIを使った予約システムは厚真町では導入されていますが、安平ではまだ導入していません。あくまで人が行って、スマホで予約してそこにそういったものが来るという形のシステムですから、AIで自動的だったというシステムはまだ検討段階ということですし、いずれにしても音声認識して機械AIが全て自動的になるような仕組みはなかなかできていないと承知をしていますので、今のところスマホの登録は件数が少ないのですが人が電話で予約をいただいて対応しているのが実態です。ただ、これからの時代背景として我々50代、60代の方はスマートフォンを使っている世代、これがあと5年、10年すると例えばこの辺では使えないのですが、自分が東京に行った時にハイヤー呼ぶ時にアプリで呼んで、なかなか見つからないところでもすぐ来ていただけるような活用も既にさせていただいているのですが、そういった時代がこういった活動地域でもこれからどんどん増えていくのではないかと思いますので。まだ新しい取り組みで利用実績は少ないのですが、そこを拡大していくところは丁寧に進めていきたいと思っています。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今後の取り組みについてということにお答えしていきます。今後の取り組みについては本年6月に策定した安平町地域公共交通計画に決めました4つの基本目標、9つの施策に基づきながら各種取り組みを進めていく予定をしています。特に循環バス、デマンドバス、ハイヤーについては一体的に捉え直し、従来の機能分担型の交通体系に留まらない人の生活を中心においた最適化という観点から移動ニーズにあった柔軟な交通体系への再構築を検討する考えです。具体的には本計画に定めた基本目標

3の自由度の高い町内交通の進行として、施策後においてはデマンドバスの事前登録、利用予約など乗車前の仕組みの改善としており、スマホ予約システムの改善や登録促進に向けた取り組みを掲げ、施策6ではデマンドバスの改善とハイヤーの棲み分け、補完ということで方向限定の解除やハイヤー空白の改善に向けた取り組みなどを明記しています。更に施策7では土日を含めた持続可能な輸送手段確保のための継続的な人材確保、資金調達の検討ということで運転手の確保に向けた地域おこし協力隊の活用や兼業可能な雇用形態の検討のほか、二種免許の取得支援等といった取り組みを示しているところでして、これら施策に基づきながら来年度の予算措置に向けた準備検討を進めているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 基本的には地域公共交通計画に基づいて行っていくのですが、今の状況として先ほども説明しましたが、例えばデマンドバスを使っている方、ハイヤーを使っている方、そこがハイヤーの利用が伸びればデマンドが減ると。トータル全体の牌が限られているのが現状と課題ですが、これからは移住定住を進めていく。都会の方は車を持たないで生活している方が来る。車が無いとなかなか北海道では生活しづらいのですが、複数台いっぺんに持つにはハードルが高いわけです。ですからこれまでなかなか公共交通を使わなかった世代にも公共交通を使っただかく。ここは重要なポイントだと思っていますので、若手世代も気軽に使える公共交通も目指していかなければならないと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。私が追分の事業所で話を聞いた時にAIという説明を受けました。このシステムを使う人は1人だけいらっしゃって、でも皆が使わないとダメなんだよねっていう説明を追分のハイヤーの事業所で受けました。先ほどそう私は申し上げたのですが、町長の説明わかりました。私も地域交通計画を読ませていただいたのですが、本当に今を暮らしている、今困っている人をいかに困らないようにするという視点がとても大事だと思います。そういう中で私が話を聞いた方は循環バスに乗りたけれどそこまで決まった停留所まで行くのが大変で、もうちょっと私の家の近いところで乗れないかしらっていう相談をしたところそれはできませんという回答があったそうです。担当の方に確認したら、そういうところは手を挙げたら乗れるようなシステムを今考えていますということもおっしゃ

っていたのですが、そういう利用者さんへの対応ですね。巡回バスがそうするともっと利用率が上がると思うのですが、ぜひこれは早期に解決してほしいのですが、どのようにお考えですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 只今お話がありましたのは循環バスの自由乗降区間というものが現在も部分的に定められて運行されている状況になっています。具体的に言いますと追分では若草団地内の部分、その通りでは循環バスが通っていたら手を挙げたらそこに停まって乗れますよと。安平地区では駅前部分から公民館前と、早来地区ではせいこドームの下から役場に向かうところ。随時自由乗降区間ということで設定を拡充してきている途中になっています。今後もこの自由乗降区間、要望に応じて可能な範囲で広げていきたいと考えています。特に町道であり交通量の少ない部分では可能かなと考えていますので、そうしたところも総合的に考えながら。またあと循環バスのトータルの運行時間ものの縛りもありますので、そうしたバランスに配慮しながらこの自由乗降区間が適切に拡充できるように前向きに検討していくような考え方をしています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。そうするともっと住民の方が使いやすいバスになっていくと思います。デマンドバスの利用者が今のレベルの利用者の数だったら、もうちょっと弾力的に運航できるのではないかと思います。この声は運行側の方の声ですが、送り迎えをしている中で利用者さんとの話をしたりするなかでドライバーさんが私に話してくれたのは、時間がもう少し融通利かないか、乗る場所がもう少し融通利かないだろうかということがありました。早来地区に関してはハイヤーもありません。そこで、もう少し弾力的な運行をお願いしたいと思うのですが対応はいかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今お話いただいたのはデマンドバスの特に利用状況の部分なのかなとお受けしました。このデマンドバスの部分については先ほども計画の施策の中で若干わかりづらい説明だったのですが、方向制解除というお話したのは、現在のデマンドバスは自宅に行く時間が決まってい

て、乗る場所もこの時間、この場所から乗りますよと決まっているのですが、帰りの乗る場所を解除してあげますと、より出発時間の方だけに時間の縛りがついて後ろがつかなくなるので自由度が高まる。それを方向限定の解除と担当の方では呼んでいるのですが、そうしたところを来年はドライバーさんがおっしゃっているような形で現場に沿うように対応していきたいなと。そこを検討している最中です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。ぜひお願いします。ただ、そういうふうにとどんどん内容が変わっていくと、それをまた住民の方にお知らせするのにすごく理解をしてもらうまで時間が掛かるかなとか心配になりました。これは本当は手を挙げる、これは巡回バスについてですが、手を挙げるということについてすごく抵抗があるという声がありました。デマンドバス、巡回バス、巡回バスは水色だっているのですが、ボディは白いので区別がつかない。それと一般のワゴン車ともよく違いがわからない。本当は手を挙げるのが恥ずかしいとか間違えるのが恥ずかしくてなかなか手を挙げて停められないという声がありました。公共交通はもうちょっとわかりやすい工夫が必要ではないかなと、そのお話を聞いた時に思ったのですが、この点についてはいかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今の色がわかりづらい、また手を挙げづらいというお話は直接電話でもご意見としていただいています。特に色がわかりづらくて話しているうちに気付かななくてデマンドバスが行ってしまったんだと。ちょっと慌てて連絡が来て、どこかで乗れないかということでこちらの方でそういう場合は送迎したりとかいうケースもありました。色の部分とわかりづらさは認識している部分もありまして、改善策としては今、バスの前に循環バスとか方向を入れるようにしてバス来る時間帯は概ね決まっていますので、乗る方にもそこを改善したので注意して見ていただけませんかというお願いをしているところです。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどの質問にも若干絡みますが、手挙げ区間につい

ては、内部では手挙げをもっと広げるようなことも前段計画の策定する前です。それをやることによって時間が相当延びることも計算しながらやってきたこともあります。ただ、JRとの接続だったり、あつまバスの接続。そういったことも縛りがあるのでなかなか手挙げ乗降区間に、結果として若干余裕がある場合もあるのですが、冬期間も運行していかなければならない。冬も走らせているわけですので、夏と冬の時間を変えていくと更にわかりづらいこともありますので、そういった課題がある。更に公共交通として様々なバスを動かしているのですが、例えばスクールバスもあったり、こども園の園バスがあたり、バスによっては例えば議会でも報告させていただいたライオンズクラブから震災後寄付をいただいたり、それは町の色々なイメージの図柄を入れていただいているのですが、そういったコカ・コーラ財団から寄付をいただいたり。そういった様々、その時には車輛の購入費を軽減することになって非常にありがたいご寄付、支援でした。ただ、内藤議員がおっしゃった、わかりづらくなってしまいうことも違いがわかりづらいのも課題ですので、そこら辺どういった形でボンネットとか前面ガラスに循環バスですよと書いているのがわかりやすいわけではなく、遠くから見て循環バスが来たなということがわかることが大事だと思いますので、そこら辺については検討課題ということで押さえさせていただければと思います。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。私もこれを調べるまで安平町の公共交通について本当によくわからなかったのですよね。思ったより整備されているなっていうのが私の印象だったのですが、よく話を聞いていくとこういうふうに困っている人たちもいるのだなっていうことで今回質問させていただきました。こういう田舎に住むにはすごく大事なインフラだと思いますので、経済的な視点をもちながらぜひ今後もしっかり計画してやっていただきたいと思います。ありがとうございます。これで質問終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で9番内藤圭子議員の一般質問を終わります。次に1番工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.7 1番 工藤 秀一】

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 1番工藤秀一です。よろしくお願いします。

初めに子育て応援についてということで3件ほど質問させていただきま
す。コロナ禍で少子化、人口減少が一層進み、2021年の出生数が過去最少を
記録するなど想定よりも7年程度早く少子化が進んでいるとの認識を表明し
ています。また、これは安平町においても同様のことが言えるかと思えます。
依然として女性に偏っている家事育児の負担、少子化人口減少の克服へ大き
く社会構造を改革していくことが必要だとして、国においても政治の柱にし
ていく考えであり、結婚から妊娠、出産、社会に巣立つまで切れ目のない支
援の充実を目指しているところですが、更なる負担の軽減に向け、安平町独
自支援、子育て応援についての考えを伺います。

初めに不妊治療における先進医療への助成について伺います。保険が適用
される治療と合わせて受けられる先進医療分は全額自己負担になります。不
妊治療を受ける人の3割程度が先進医療を利用しているのではないかと
言われているところですが、助成についての考えを伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 特定不妊治療については本年4月からの医療
保険の適用に伴いまして、安平町においても安平町特定不妊治療費助成事業
に関する要綱、これを改正しまして保険適用後の自己負担額を助成するよう
に制度の内容を拡充しました。これによりまして従来の助成制度よりも幅広
く、また、個々の負担も軽減されているのではないかと考えています。

ご質問の保険適用外の部分に関する助成ですが、先進医療での治療による
自己負担額の増大は、今回のご質問にありました特定不妊治療以外の医療、
例えばがんの治療ですとか他の様々な医療の分野における全体的な課題では
ないかと認識しているところです。町としても本年4月からの医療保険適用
後において保険外となる先進治療などを行っている方、これがまず町内にど
れだけいらっしゃるのかということなど、まずは実態を把握して情報を今後
収集して参りたいと考えているところです。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今年4月、不妊治療の保険適用の範囲が広がって高額な
治療費がかかる体外受精や顕微授精などにも拡大されました。こういったと
ころにいち早く安平町も賛同して助成しているということで本当にいい制度
を作っているなど思っているところですが、赤ちゃんを授かりたいけれ
どもなかなか授からない。不妊治療や不育症治療をして赤ちゃんを授かる

努力をするご夫婦への経済的な負担を安平町が支援しており制度を実現していると思っておりますが、今年4月のその不妊治療の保険適用の範囲が高額な治療費がかかる体外受精とか顕微授精などにも拡大され、これにより経済的な負担が軽減し治療を希望する人が増加するなか、更なる支援の取り組みとして保険の適用を受けられる治療と併用できる先進医療への助成を進める自治体が増えています。通常、保険適用対象の治療と対象外の治療を組み合わせで行うことは混合診療とされ保険がきかず全額自己負担になる。その例外となるのが先進医療です。保険が適用される治療については3割負担のまま、それと合わせて受けられる先進医療分は全額自己負担になるという仕組みになっているようです。そういった中で先進医療は保険適用の不妊治療を複数回行っても妊娠につながらなかった人が利用するケースが多く、施設によって違いがありますが、先進医療を3割程度まで利用しているのではないかとされています。ただ全額自己負担である先進医療というのは10万円を超えるものもあって4月からの保険適用の拡大で治療を受ける人が増えているなかですが、負担軽減のもとに効率の良い治療が提供されることが重要だと思います。そういうなかで充実した国の保険適用をきっかけに充実した支援の仕組みができることを期待したいと思っております。私の友人にもいますが、何人かいましたが、赤ちゃんを授かりたいけれども何度か不妊治療をしてもなかなかできなくて諦めるケースが何件か私も友人の中でも見えますし、そういった中でそういった先進医療を使うとなった時に町としても後押ししてはどうかと思います。その点ご検討いただけないかなと思いますがいかがですか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 特定不妊治療の保険適用については、議員が先ほどおっしゃっていただいたとおりです。内容としてはこれまで自己負担であったものが本年4月から医療保険の適用となりまして、簡単に申しますと基本的な不妊治療というものは全て保険適用となって、いわゆるオプションと言いますか、それでも妊娠が叶わなかった医療、また更に高度な治療を行う場合、これが先進的な医療ということで保険外となっています。

今後の助成に関する考え方としては一つ目の答弁で申しましたとおり町内の状況ですとか、先進医療を受けられている方が町内にどれだけいらっしゃるのか。また、町の要綱、保険の適用等でこの治療を受ける場合の年齢という部分もあります。その年齢を超えた部分の方が治療した場合どうするのかなど、これは今度の検討課題として先進地域の自治体の状況等も見ながら今後の課題としたいと思っております。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。実態を把握して情報を収集していただけるということで、先進治療を行っている人がどれだけいるのかもありますが、不妊治療を行っているけれどもなかなか授かっていない方がどれだけいるかも調査していただければと思います。どうかよろしく後押しの方をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。リトルベビーハンドブックについてということで、低出生体重児の成長などを細かく記録できる冊子のことをリトルベビーハンドブックと言っているようですが、この低出生体重児の場合通常の母子手帳では計測値とか発達の経過を記入する欄が対応できないことがあって、一般的な成長を示す数値との比較によって保護者が不安を抱くケースが少なくない。低体重児の保護者の不安な気持ちに寄り添える冊子作成に取り組めないか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 早産等により小さく生まれたお子さんの場合、通常の母子手帳は内容が標準的な成長発達を基準に作られているため記録がしにくかったり、また、内容について親御さんの心理的な不安が大きくなってしまうことがあるということについては議員のご質問のとおりだと認識しているところです。安平町においては大体1年から2年にお一人ぐらいそのようなお子さん、早産のお子さんが生まれていまして、そういったお子さんやその親御さんたちに対しては町としても特にきめ細かな支援をしているところですが、ご質問にありましたリトルベビーハンドブックについては現在北海道において作成を進めているところでして、来年令和5年の2月ころには配布ができる予定で進められていると聞いています。この配布についてはNICUいわゆる新生児専用の集中治療室、これを有する医療機関からまずは渡される予定となっていますが、そこで受け取れなかったり、その他希望される方に対しては自治体で配布する予定となっていますので、現在そのように進めている状況となっています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 低出生体重児って2500g未満で生まれた赤ちゃんのことで、1500g未満と1000g未満で更に細かく分類されているようです。2020年

に北海道で生まれた子どもの内9.2%が低出生体重児ということなので、このような赤ちゃんを持つ親を助けようとリトルベビーハンドブックという冊子が作られているようです。母子手帳は月齢に応じた成長項目についてのこと、はい、いいえで記入する形になっていて、このハンドブックは成長の記録を日付で書き込めると。通常3500とか3000で生まれた方と2500とかで生まれた方っていうのはスタートの時点で違うので、グラフを作っていくと比較できない部分が多いのですごく不安に思われるようです。このハンドブックを作った人がやっぱりあの時にこういうが欲しかったねということで今できているリトルブックも一番の目的は小さな赤ちゃんが生まれたお母さんの精神的なケアになると思う、先輩も同じような経験をしたお母さんのメッセージがたくさんあると、ひとりぼっちじゃないという思いを持っていただけるように書いていて、その親御さんたちは運動面だけでなく、普通に生まれても親御さんってすごく心配事が多い状況だと思いますが、こういう小さい子どもを産んだ親御さんは運動面だけでなく、情緒とか知的とか立てれば、歩ければ、じゃあ喋れるのかとか、どんどん心配事が尽きないということで、このハンドブックを作っているそうですが、僕も全国的に何か所か色々作られているのを見たのですが、そこそこで色んな形があって、その作られた所で色んな思いが積みさっているのですよね。そういう意味で北海道で来年2月に発行されるのは知っていますが、6月に鈴木知事がツイッターに即座にこのハンドブックを知ったことによってツイッターで、すぐやりますということは発言しているのですね。北海道は北海道で札幌中心のハンドブックになるかと思うのですが、この地域に応じた地域の伝えたいことを書かれたハンドブックがあってもいいのではないかなと僕は思います。C F C Iということで色々取り組まれているところとは思いますが、その理念からしてもやっぱり小さな単位の市町村の単位での取り組みが大事なのかなと思いますので、北海道のハンドブックはそれはそれでいいのかもしれませんが、そういった町の取り組みで作ることも大事ではないかなと思いますけどいかがですか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） このリトルベビーハンドブックについては、主に道外の大きな市などで独自のものが作られていまして、私も内容は確認しています。今回北海道が作っている内容についても既に内容は来ているのですが、成長の曲線ですとか記録する内容、また先輩ママというか、お子さんを育ててきた実例と色んなメッセージが載っている内容となっています。また、何かあった時の相談先。これは北海道で載っているのですが、町としては一つ目の答弁で申しましたとおり、そういったお子さんが生まれた場合、

年に1年か2年お一人ということで答弁しましたが、通常のお子さんよりも常にきめ細かく保健師等が対応して悩みを聞いたり、助言したりと対応をしています。このことから町としてリトルベビーハンドブックはこの成長曲線と記録または一つのツールとしてこれを活用していただいて、相談または支援については対面、また直接やりとりして進めていけたらと考えているところです。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 子どもにやさしいまちの安平町ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では次の質問に移らせていただきます。3つ目はヤングケアラーの支援についてということで、家族のケアをすることで子どもの生活にどのような影響が出るのか。人にもよりますが自分の時間がとれないとか、勉強する時間が十分にとれない、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができないとか、睡眠が十分にとれないというヤングケアラーは少なくないようです。そういった中で家族の介護や世話を日常的に担う18歳未満の子どもヤングケアラーについて安平町の実態を把握されているかどうか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） ヤングケアラーについては一般的に大人が担うべきケアの責任を代わりに引き受けている18歳未満の子どもとされていて、そのケアが必要となるご家族というのも例えば要介護の高齢者であったり、心身に障害がある方であったり、小さな兄弟の世話であったりとそれぞれのご家庭によって様々な状況があると認識をしています。

その実態の把握のご質問ですが、例えば高齢者の介護であれば包括支援センターでありますとか、障害をお持ちの方であれば福祉グループといったようにそれぞれのご家庭の状況を把握している部署とは日常的に連携をとってそのような対象の児童がいないかも含めて情報を共有していますので、把握しているところです。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。全国規模のヤングケアラーの実

態に関する調査研究が行われていて。その報告書によりますと、世話をしている家族がいると回答した子どもは中学2年生で5.7%、全日制高校の2年生で4.1%という結果になったそうです。その中には世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特に無いと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話をほぼ毎日している中高生は5割弱、1日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するという結果であるそうです。本人にヤングケアラーという自覚が無いものも多くて、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々1人で耐えている状況が伺えると。これは厚生労働省と文部科学省がヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム構成員で作成した報告書から抜粋したのですが、この結果からすると安平町の各学年にも数パーセントのヤングケアラーがいるとすれば2、3名はいらっしゃるのかなと思います。そういった中高生などについて早期発見、把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組む必要があると考えますが、子どもらしい暮らしができずに辛い思いをしているヤングケアラーにとっても一度きりの青春というか人生なので、スピード感をもって取り組むべきだと思いますけれどその辺いかがですか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） ヤングケアラーの問題については、ここ数年の大きな問題ではないかと把握をしているところでして。昔というか例えば兄弟の世話をするとか、核家族化になる前の3世代同居、祖父祖母と一緒にいるその世話をするというところは、そこにいる家族と一緒にやっているというのが当たり前の時代があったかと思いますが、それによって子どもの人権というか時間が勉強する時間、やりたいことをやる時間が無くなるということというのは、今の時代あんまりあってはならないことではないかと思っています。町としても先ほど申しました例えば高齢者またはしょうがい者、家庭内の問題によるそのヤングケアラーの実態、今後も把握をしていくながら情報共有して必要な支援をしていく考えでいます。以上です。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 地域包括支援センターの部分で答弁させていただきたいと思います。地域包括支援センターでは介護相談時や認定調査時などに介護状況も把握することが多いのですが、18歳以下の方が介護に関わっているケースは今のところ確認できていません。潜在しているヤングケアラーもいないとは限らないので、そういったところは教育委員会や学校とも連

携をとりながら小中学校でのポスターとかチラシで啓発したり、相談窓口周知やスクールカウンセラーの利用促進をとおして把握と支援に努めていこうというところも考えています。また、北海道がケアラー支援推進計画を2023年4月に施行すると聞いていますので、そういったところも健康福祉課の方で勉強しながら今後のケアラー支援について考えていきたいと考えています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今ヤングケアラーの支援についてのお話出ましたが、国の方でも色々事業を取り組んでいて、補助制度とか、北海道へというのと市区町村にもこの実態調査だけでも負担半分国の方で持つような形で事業計画されています。また、体制の強化事業についても補助額や何かも国10割で色んな支援を事業計画されているようなので、こういったものを国の方の方針にもありますし、こういったものを活用しながら支援を考えていただければなと思います。

また、このヤングケアラーという子どもたちが認識しているかどうかもあるって、アンケートをとってもヤングケアラーという認識を持っている人って子どもたちの間でも1割か2割しかなくて、ほとんど認識なくやっていると。先ほど時代の背景の話もされていきましたが、私たちの時代もこのヤングケアラーというか家族のお世話をするとか、兄弟の世話をするとするのはどちらかというのと皆に褒められてやっている方が多かったのかなと思いますけれど、そういった経過から学力が伴わなくなったりとか弊害があってもそれはそれでいい時代もあったのではないかなと思いますけど、今の時代はそうではないのではないかなと思います。皆で子どもの環境も実態調査しながら、でもやっぱりそこはデリケートな部分なので家族の間のことなので、そこは調査方法についても色々研修もあるようなので、調査するにしてもデリケートな部分に踏み込む場合もありますので、そこを研究しながら対応していただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次に町道におけるガードレール設置について伺いたいと思います。大町北進基線の、特に旧早来中学校の坂の下付近ですね。交通事故が多く発生しているようですし、私もそういった現場何度か見えています。この付近の朝の通学時に交通安全指導とか行っていますが、単独事故が結構あって、通学路の歩道を超えての事故があります。いずれも朝の通学時間直前だったので、児童には通学時間直前だったにも関わらず児童には影響はなかったのですが、通学しているところに遭遇したら大変な事故の可能性があったなと思います。この通りの交通事故発生頻度とか、またガードレールを設置する場合の基準について伺います。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 大町北進基線における交通事故については、旧早来中学校の坂の下付近で昨年12月と今年の2月に路外に逸脱する事故が発生しています。また令和元年8月には、はだしの広場付近の北進1号線との交差点において1件の事故が発生しています。以上です。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） ガードレールの設置基準については建設課よりお答えします。ガードレールについては道路法第30条第1項及び第2項の規定に基づき道路構造令が定められていまして、この道路構造令第31条に規定されている交通安全施設の中の柵、いわゆる防護柵の一種として設置することができます。防護柵とは主として進行方向を誤った車輛が路外、対向車線または歩道等に逸脱するのを防ぐとともに、車輛乗員の障害及び車輛の破損を最小限に留めて車輛を正常な進行方向に復元することを目的とします。また、歩行者及び自転車の転落もしくはみだりな横断を抑制するなどの目的を備えた施設を言います。区分としては車輛を対象とする車輛用防護柵と歩行者等を対象とする歩行者自転車用柵の2つになります。ご質問のガードレールの設置基準ですが一定のルールがあります。基準が多岐にわたるため説明に時間がかかりますので、関係するところだけ説明させていただきます。通学児童を守るために車道と歩道の境界に車輛用防護柵を設置するための基準ですが、主として車輛の歩道、自転車道、自転車歩行者道への逸脱による二次被害の防止を目的として歩車道境界に車輛用防護柵を設置することができます。この場合、走行速度が高い区間などで歩行者等の危険度が高く、その保護のため必要と認められる区間が対象となります。詳細に申しますと車輛の走行速度が高い区間や線形が視認されにくい曲線区間などで歩行者等の通行が多い区間や児童、園児の登下校に利用される区間については、道路及び交通の状況を勘案し歩行者等の安全を確保するため必要に応じ歩車道境界に車輛用防護柵を設置するものとしています。既に縁石線により分離して歩道等として使われている区間においても危険度の高い区間については、歩行者等を車輛から守るための方策として車輛用防護柵を設置する場合があります。以上が設置基準になりますが、必ず設置することではなく道路及び交通の状況を勘案してという前提がつきます。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私も防護柵の整備について調べてみると、車道歩道の区分がある道路については車輛用防護柵を設置して歩行者の安全を確保するのが最も効果的であると。歩道部に通学路を明示するカラー塗装等して表示されると尚いいとかって書いてありますけど。特に冬場は車道と歩道の区別もつかないぐらい白くなってしまうとわからない状況にもなりますし、非常に危険な状態になります。そういった意味でここ通学路というかスクールゾーンの安全対策という意味で、ここの通りあまりスクールゾーンとしての取り組みがあまりないのかなという感じが最近ちょっと、今回この質問をするにあたって色々学んでいくと感ずるのですけど。スクールゾーンの表示がほとんどないですね、2つぐらいしか見つけられなかったり。近くに大きな看板があるけれども、住宅地につき徐行という看板はありますがスクールゾーンという通学路をアピールするようなものがあまりない状況にもなっていて、スピードも結構出るのでこの通り。街中の方から入ってくる三差路の所には40km規制の標識があるけれども、その先この通学路に近づいてくるところには50kmになっていて逆にスピードが上がっている。そういったところも懸念点としてはあるのですが、そういった状況から事故多発につながっているかどうかはわかりませんが、そういった状況もあるなかで安全を守っていくために一番の対策としてはガードレールかなと思つての質問でしたが。ガードレールには色んな種類があるので、全面すぐやってくれとの話ではなく危険の度合いの高いところから順に少しずつでもいいからやっていっていただけないかなと思つますけどいかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 今のご質問で次のご質問にも通じてしまうので、どうですかね。ちょっとどうですかね、次の質問いいですか。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） この通りにガードレールを設置してほしいという児童の親御さんからの声もあります。この通りにガードレールは必要だと思つますけれども考えを伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 通学路の安全対策については、これまでも通学路交通安全推進会議において通学路交通安全プログラムに則り必要な対策を講じてきています。今回親御さんからのお願いとのことですが、通学路において危険であると感じたり相談などがありましたら、学校や教育委員会、学校運営協議会または直接建設課とか税務住民課にご相談いただきますと現地を確認し、通学路交通安全推進会議に諮っていきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

今回の件についてはガードレールを設置することによって児童生徒の安全は確保できると思われませんが、先ほど議員もおっしゃられたとおりその反面、除雪作業時に車道とか歩道が狭くなってしまっていて車道に関してはカーブ区間のため大型車等のすれ違いによって不安に思ったりすることがあると思います。高齢のドライバーの方から交差点にガードレールがあることによって左右の確認が困難であるという相談もあります。積雪が多い場合など特に視認性が悪くなるのでガードレール等の設置には慎重に検討する必要があると思います。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 親御さんからも役場とか地域のところに相談も必要かと思えますけれども。色んな親御さんもおりまして、積極的な方もいれば消極的な方もいますので、言えたり言えなかったりする場面があるかと思えますので。私も議員なのでそういった住民の声を代弁する役割でもあると思うので今ここで話をさせてもらっていますが。その中で色んな方のお話を聞いていますが、あそこの仮設住宅のあった場所の交差点ですが、あそこにお地藏さんがあるのはご存知ですか皆さん。あそこのお地藏さんの由来、僕も最近やっと聞けたのですが。過去の話ですが、何年前か確認できませんでしたが、30年前ぐらいなのかなと思いますがあそこで交通事故でお亡くなりになったということで、小学生の女の子が亡くなっている場所でもあるのです。そういう話を聞いた時に、ここの場所そういった事故が多くあるんだよっていう話を聞かせてくれる人も何人かしまして、そういう実態を聞いた上で今回の質問に至っていますので。そういったところも考慮してぜひガードレールとか色んな表示等も増やして行って安全を促していただければなと思います。僕も今回スクールゾーンについて色々調べた時に、スピードも制限を低くしているところが多いと思います。あそこ50km区間になっているのでちょっとスピード高すぎないかなと思います。でもあそこ追い越し禁止区域にもなっていますが平気で追い越ししていく車も見受けますし、何とか交通安全に関してもうちょっとアピールが必要なかなと思いますので、ぜひそ

ういった取り組みをしていただければなと思いますけどいかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 大町北進基線なのですが、町民の方は意外とそこ事故が起きないにしろ滑りやすいだとか色んなことを経験されてわかってらっしゃるので、それほど町民の方は事故がないと認識しています。逆に先ほど税務住民課参事がお答えした事故に関しては全て町外の方の事故だったと聞いていますので、逆に自分は若いころというか担当者だったころに、先ほど議員もおっしゃられましたが三差路の部分の交差点形状をちょっと入りづらくしたら町外者の方が出入りしなくなるのではないかなと考えたことがあって、ただあそこの三差路に住宅があったものですから難しいかなと考えていました。なので一般的に厚真へ抜けたり、厚真から来られる方が意外とあそこを通過路線としてご利用されていることが結構多いようなので、その部分の交通の進入の抑制とは言わないですが工夫をすることで多少そういう事故も減ってくる可能性もあるなと過去に考えたことがあるのですが、今後その部分もなるべく交通量も少なく、通学児童園児が安全に歩けるような道路を作っていくように勉強していきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど建設課長が答弁しましたとおりこれまでも通学路の安全推進委員会において安全プログラムを作って交通安全対策を様々実施してきていますので、今回ご質問いただいたこともありますので、この案件について再度通学路の交通安全推進会議の方に検討していただきたいと思っていますし、また、合わせてスクールゾーンの表示がここはこの場所だけでなく、安平町が全体的に少ないというご指摘もいただきましたし、速度制限の関係についてもご指摘いただきましたから、そういったところが他の通学路においてどうなのかも当然検討しなければなりませんので、そういった全体の中で確認させていただきながらこの場所については、ガードレールの設置も会議の中でお諮りしながら子どもたちの安全だけでなく、通行車両または冬期間の問題も絡んでいる場所ですので、いずれにしても事故が起きない対策を、子どもたちの安全を確保できる対策を講じて参りたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。新しい学校だけでなく周辺の通学路とかの整備も大事なことだと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

最後の質問ですがゼロカーボン、カーボンニュートラルの取り組みについて、令和元年にISOの認証取得についての質問時に温室効果ガスの排出量の把握に今後努めるとありましたので、その地球温暖化防止対策の意識啓蒙につなげていくとの回答もありましたので、現状の排出量と吸収量の把握ができているかを伺います。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 温室効果ガスの排出量の把握については、毎年町有施設や公用車の燃料や電気の使用料を集計し排出量を算定しています。令和3年度の排出量については3670トンで、前年度と比べまして1.1%の減量となっています。なお、吸収量については把握していません。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 吸収量を把握していないということですが、これ計画としていつ把握される予定していますか。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 今のところ吸収量については把握の予定はしていません。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） すみません、次の質問と重ねて質問させていただきます。安平町として具体的にどのような活動でカーボンニュートラルを達成させるのか、具体策と見込みについて伺います。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、脱炭素社会の実現やカーボンニュートラルの推進に向けて令和5年度に再生可能エネルギー導入目標の策定を予定しています。再生可能エネルギーポテンシャルの検討や将来のエネルギー消費量などを踏まえた再生可能エネルギーの導入目標を策定する予定となっています。また、導入目標策定により算定された基礎数値をもとに地球温暖化対策実行計画を策定し、それによりまして具体的な施策などについて検討して参りたいと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 工藤議員のご質問は安平町として具体的にどのような活動でカーボンニュートラルを達成させるのかということ、具体策についてもお聞きされていますので、これまでの安平町の取り組みについて若干ご説明させていただきたいと思っております。承知の部分もたくさんあるかと思っておりますが、特に公共部分としては率先してこれは2018年になります公営住宅18施設、街路灯を対象にLED化を実施してエネルギーの削減対策を行ってきた、また加えて追分中学校とかはやきた子ども園では太陽光発電のパネルも、まあこれは啓蒙的な意味合いもありますが、そういったことも行ってきました。またラピアにおいてはバイオマスのペレットボイラーですか、道の駅新しいところでいきますと太陽光の発電、EVの充電設備も導入させていただいていますので、震災もありましたから回復力を高めるために追分の公民館、これは今年度の事業で非常用の電源対策、これも講じていきますし、また、職員についても札幌出張等になります公共交通のJR利用を含めて利用促進も図っている。

次に再エネ導入の取り組みについてですが、民間ベースになろうかと思っておりますが、これは2012年7月のFIT制度導入以降になります、SBエナジーさんが建設されました2015年12月にソフトバンクの苫東安平ソーラーパーク1号、2020年7月には更にソーラーパーク2号がスタートしていますし、これも町内、パスポートさんによりますゴルフ場跡地にアグリソーラーの安平太陽光発電、こういった3つのメガソーラーが設置されて再エネが導入されているということです。また更に南早来、苫小牧系統にあります太陽光の導入をされたということもありまして、その蓄電池ですね。レドックスフローによります電池が設置されたり、また更に今年4月には風力発電の系統の接続の追加もあるという状況から更に電池が増設をされたということで、今後も太陽光であったりバイオマスの導入をこの地域として進めていく、そういった考え方だったり、これまでの状況だということです。

一方、脱炭素再エネ導入にかかる課題ですが、これは公共部門だけではなく、家庭、産業、運輸またはエネルギー消費を正確に把握していきながら有効な施策を検討していかなければならないということです。合併した町ということもありまして、公共施設のプールであったり斎場であったり機能が同一なもの老朽化してしましたら、それは統合することも再エネにもつながっていく。また、財政負担の軽減にもつながっていくと考えています。更に安平町の太陽光関係では市街地にたくさん建つことよっての弊害があって、これは2020年12月に安平町太陽光発電施設の設置に関する条例を施行させていただいた取り組みを行ってあります。また、ゼロカーボンいぶりという取り組みが今年の2月に結成されていまして、そこに安平町も参画をさせていただいています。まだまだ今年の3月、道の取り組みである太陽光パネル、蓄電池の共同事業に対して安平町についても設置対象エリアに追加されたということでそういった周知もさせていただいて、スケールメリットを活かした価格低減を活かした太陽光発電の導入を後押ししているということです。

最後になりますが、胆振地域ひいては全道の脱炭素の活動が今行われていますので安平町としても積極的に参加をし他の自治体、団体と連携を図りながら国が進めている2050年のカーボンゼロニュートラルを実現していく。そういったことに向けて現在策定中の安平町の総合計画後期計画の中でもカーボンニュートラル推進に向けた取り組みを行っていく形で整理させていただいているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。

時間もないので次の質問に移らせてもらいますが。政府が全国に今節電要請を行っていて、その内容や背景、節電のポイントについて伺います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 政府の節電要請の関係は商工観光課からご説明します。この冬の厳しい電力需給に対応するため、政府は12月1日から数値目標を設けない節電要請を始めています。この冬の電力需給は供給の余力を示す予備率が全国全ての地域で安定供給に最低限必要な3%を確保できる見通しとのことですが、強い寒波で気温が低下した場合などに電力需要が想定を超えて増加する恐れがあるほか、ウクライナ侵攻の影響で液化天然ガスの安定調達に懸念があるためとしています。節電要請の期間は来年3月末までで、家庭に対しては重ね着をするなどして無理のない範囲で暖房の設定温度

を下げることや不要な照明を消すことなどを求め、企業に対しては店舗や執務室の照明を可能な限り減らすことやパソコンやプリンターなどを長時間使用しない場合は電源を切ることなどを求めています。更に政府は電力の小売り事業者が行う節電プログラムに参加する過程や企業に対し、買い物などで利用できるポイントを付与するなど節電の実効性を高める取り組みを行っています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。今ありましたように節電の取り組みが国の方から示されていて、先ほど町長の方から町で取り組むゼロカーボンに向けてのお話を色々伺いましたが、私たちはもう少し身近なところの対策をお伺いしたいなと思って、今回政府が行っている節電の関係のことも伺わせていただきました。節電の資料を色々ありまして、家庭向けの取り組む内容とかオフィス、職場で取り組む内容とか具体的な事例が載っていて、これをやると何パーセント効果出るよとかあるのですね。例えば照明であれば不要な照明は消すとか、照明も多くあれば少し間引きして暗めにするとかそういったことが色々載っているのがあって、僕はそういうのをもっと住民に広く知らしめてほしいというか、広げて行っていただきたいなと思っての質問だったわけです。取り組みが町の庁舎の中で皆さんが考えて行うだけでなく、住民の方々も皆一緒にゼロカーボンに向けた取り組みが必要だなと思っての質問の内容でもあります。ゼロカーボンの実現に向けた取り組みということで、今何のためにやるのかということと世界規模で気温の上昇が続いている中で現在の地球温暖化対策を続けた場合に日本では20世紀末から21世紀末までに平均気温が4.5度上がると予測されています。これは単に気温が上がるというだけでなく、大気中の水蒸気が増加して集中豪雨などの激甚な自然災害につながるような内容です。これを国連環境計画のレポートで既に126か国が温室効果ガスの排出量を正味ゼロにするという目標を立てています。また、あるいはアメリカのバイデン大統領にしても2050年までに脱炭素を公約していますし、昨年10月には菅総理大臣もカーボンニュートラルを2050年までということと脱炭素社会の実現を目指しております。で、先ほど吸収量測定するような計画がないとかおっしゃっていましたが、この脱炭素ゼロというのは排出量と吸収量を均衡させるというかゼロにするのが目標になっているのです。吸収量を出さないというのはあり得ないことだと思いますので、ぜひ測定というか目標値はどうなるのかということも合わせて今後検討いただきたいと思っておりますがいかがですか。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 税務住民課参事。
- 税務住民課参事（熊谷泰裕君） ゼロカーボンというのは排出量と吸収量のバランスというか、それでゼロカーボンということになりますので。吸収量については先ほども申し上げた計画の策定の際に検討して参りたいと思います。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） どうぞよろしく申し上げます。以上で終わります。

- 議長（多田政拓君） 以上で工藤秀一議員の一般質問を終わります。続きまして3番小笠原直治議員の一般質問になりますが、12時となりましたら一旦休憩を挟みますのであらかじめご了承願います。

【通告No.8 3番 小笠原 直治】

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 3番小笠原です。早来義務教育学校建設工事費が何回も増額変更をされてきました。私も含めて議会は議決をしてきた経緯があります。この対応は果たして町民は理解をしてくれているのだろうかと思い、原則に帰るべきと考え、安平町契約規則の再認識と設計図書変更はなぜ起きたのだろうか、設計変更の該当する条件について解明を求める質問をします。
質問1、安平町契約規則一般競争入札の手続き、手順について簡潔に伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 一つ目の一般競争入札の手続き、手順についてご答弁させていただきたいと思います。安平町の契約方式については安平町契約規則に規定されていまして一般競争入札、指名競争入札、随意契約で執り行っています。
それでは一般競争入札事後審査型条件付きの一般競争入札にかかる手続き

の全体の流れについてご説明させていただきたいと思います。手続きの流れとしては1番入札公告、2番入札の申し込み、3番質疑応答、4番入札、5番審査、落札、6番契約の締結の流れになります。

続きまして手順の順に説明させていただきたいと思います。まず①入札公告になります。入札案件については安平町事後審査型条件付き一般競争入札実施要項第5条に基づきまして公告します。公告については安平町公告式条例の規定に基づくほか町のホームページ、安平町建設協会、北海道建設新聞、北海道通信社に掲載しています。

続きまして2つ目になりますが入札の申し込みになります。入札参加者は規定する入札参加資格を有することの書類を役場に提出していただきまして、見積もりに必要な設計図書などを借り受けします。

続きまして3番目の質疑応答になります。入札参加者からの質疑については安平町ホームページまたはファックスで回答することとしていまして、入札参加者間の情報共有を図って参ります。

4番目に入札になります。入札については入札開始前に委任状がある場合については委任状の確認を得て入札執行の形になります。最初に入札参加者から入札参加証を提出していただきまして、担当者側で入札書、内訳書の記載などに誤りがないか確認を行いまして、順に開札の結果を発表させていただきます。事後審査要綱第8条に基づき開札後、最低価格入札者について落札候補者として入札の参加資格があることを確認後、落札者を決定する旨の宣言を行いまして落札を保留という形にします。

続きまして5番目になりますが、審査・落札ということになります。一般競争入札において落札者が決定した場合は、落札者に通知することになります。

続きまして6番目の契約締結になりますが、落札者と契約になりますが、契約規則28条に基づき決定通知の翌日から起算して7日以内に契約書の締結をします。これ以後、担当側に書類を引き継ぐ形になります。

最後になりますが、工事のみの公表となりますが、安平町建設工事にかかる入札結果等公表要綱に基づき予定価格が250万を超えるものについては掲示、インターネットを通じて公表。そうした流れで執り行わせていただいています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは質問2に入ります。一般競争入札の予定価格は何をもちいて設定をされていくのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2つ目のご質問に対してですが、予定価格については安平町契約規則18条に基づき一般競争入札に付する事項の価格を設計者が作成しまして、その設計書に基づき当日の入札までに入札契約適正化法と品確法等々に基づき調書に予定価格を記載して封書するという形になっています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今、設計図書によるということですが、設計図書には仕様書や設計図等を含めて数々の書類がありまして、計算書も含めて評価表、数量算出書などを含めて一般的に設計図書と言われていています。特に仕様書の中で施工方法についてしっかりと書かれていて、これ施工方法は工事費につながるものですから極めて大事なことです。それら含めてしっかりとやっているということ、資材の選定です。これは入札者が資材を選定するのか、そうではなくて受注者である安平町が資材等については選定して、これで行ってくださいということ、全てをこの中に入っているのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 設計に関しては実施設計をもとにしながら当日入札までというか予定価格を積算していくのですが、図書については全体的な仕様書を示しているものと認識してしまして、その上で毎年資材の変動ですとか人件費の変更を新年度予算執行までに再度積算を設計者側の方で見直しをかせさせていただきます、当日入札執行という形での設計図書を取りまとめしまして、設計価格の形に作業として進めて参ります。以上です。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 仕様書の方です。只今の小笠原議員の質問、材料の部分になるかと思えます。こちらの材料については町の方で指定するものもあれば業者さんの方で選定するものもあります。ただ、業者さんの方で選定した場合には承認というものを町の担当者の方に出していただいて、その承認を得てから使用する形になっています。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 設計図書全体的なものを作成にあたって、設計業者に委託することを基本として今安平町としてやっているのか。自分たちでやっているのか。その点について伺います。

[渡邊政策推進課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 担当者側で直接設計図書を作成する場合がありますし、今回の学校建設のように委託しながら実施していくもの、この辺については内容によって取り分けられているのかなと思っています。以上です。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 工事の規模含めた中で、手前でやれるかやれないかの問題の中では業者を委託する場合もあるということですね。それで設計図書は先ほど課長が言ったとおり発注者の安平町の予定価格の根拠となりますね。入札参加者はこれをもとに入札額を算定しているという認識で良いですか。伺います。

[渡邊政策推進課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 設計図書に基づき各入札を申し込まれる方については各々設計書に基づいて設計していると認識しています。以上です。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） それで入札に入りまして、落札者、請負人が落札に至りましては請負人が契約締結後この設計図書を証左し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者安平町に引き渡していくことになるかと理解してよろしいですか。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 申し訳ありません。ちょっと聞き漏らしがありましたもう一度お願いしたいのですが。
- 3番（小笠原直治君） はい。いわゆる落札者はこの設計図書を証左し、これ

に基づいて工事目的物を完成させて、安平町に引き渡していくことになるかと理解してよろしいですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 大変申し訳ありません。議員がおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 早来義務教育学校建設においてもこういう手続き、手順の中で予定価格を決定したということで理解してよろしいですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 函書に基づくものについては、そのようにご理解してよろしいと考えています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今安平町は先ほど課長が言われたとおり予定価格設定方式というものがありますが、今それと並行して総合評価落札方式、価格と技術提案、その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式をこれについて考えているか考えていないかを伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合評価方式については制度としては当然ありまして、一度検討したことがあるとお聞きしているのですが、道内含めてまだあまり導入していないところもありまして検討するところはあったのですが今実際進めていこうという判断には至っていない状況です。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） 北海道は既に総合評価落札方式を行っているというのが現実ですから、安平町としても単に価格の落札と同時に受注者の技術提案、その他の要素についても総合的な評価を行うように検討して取り入れていただきたいと思いますので、よろしく検討されることをお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
○政策推進課長（渡邊匡人君） 現段階で即答で、はいと言うことは控えさせていただきますのですが、色々議員からいただいたようなご意見も総合的な部分でしっかりと制度は国も実施しているものですし、今後そういったものを検討させていただきながら将来そういった制度を確立に向けながら検討させていただくことでご答弁させていただければと思います。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） それでは3番目に入ります。工事請負契約における設計変更に該当する条件について伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今の3番目のご質問ですが、最初にご質問いただきました設計等の変更に関する内容によりますが、建設工事請負契約書第17条の設計図書等と工事現場の状況の不一致、条件等の変更等についてになります。工事現場の施工にあたり①図書、仕様書が一致しない場合、②設計図書に誤りや脱漏している場合、③設計図書の表示が明確ではない場合、④工事現場の形状、地質、湧き水等の状態、施工上の制約など設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合、⑤設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合の5点になります。

2つ目が建設工事請負契約書第18条の発注者が必要と認めた場合になります。このケースの場合は発注者である町が追加工事などを予定している場合に設計図書などでお示しして変更する形になります。その上で協議の上必要となる場合は、町の工事監督と乙の現場代理人でやりとりをしまして、設計図書の変更や工期、請負代金の変更など乙に対して必要な経費を負担することになります。こちらも国が示しています入札契約適正化に向けて特に取り組みを行う事項として示されているところでもあります。要請の内容として

は施工条件と実際の現場が一致しない場合、その他必要と認められる時は適切に設計図書を変更してくださいということです。2つ目が工事内容に変更が生じた場合は、必要な経費や工期が適切に確保されるよう変更契約を締結すること。但し、請負金額や工期に変更がなければ変更契約の必要がありません。このような形で国からも取り組みとして示されているところです。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 安平町は17条ということで今課長が説明されています。国や道については国土交通省の公共工事標準請負契約約款を基本として18条、19条の中に入れてあります。それで国と国土交通省との標準契約約款と安平町の中身については該当する条件については一致して何も変わるものはないということによろしいですね。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） はい。国、道と合わせていただきながら取り扱いさせているということになります。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それで縷々説明があるのですが、建物の新築は営繕工事であり、課長が説明された部分が全部該当するとは私は思っていないのです、建物の営繕ですから。道の中でも2つか3つぐらいしかないので。それで18条の方に建物はどの項目に該当するのか伺います。課長が言った1、2、3、4、5のうちどの部分が営繕関係になるのか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 全体的な中身的な、現場的なことですが、今回変更箇所として合致してくるところが①の図面仕様書との一致しないところや設計図書に誤りや脱漏している場合、設計図書の表示が明確ではない、そういったところが多く、町でいきますと17条になるのですが、5つのうちの3つ、上から3点が主に該当してくるのかなと思っています。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） そうですね。北海道開発局のガイドラインの中にも、営繕の関係については今課長が言われたとおり1、2、3項の中で変更可能なケースということでガイドラインの中で述べられています。
それでは4番目に入ります。早来義務教育学校建設で設計変更した事由とそれに伴う契約変更による請負代金の増加費用について伺います。

[伊藤建設課参事挙手]

- 建設課参事（伊藤富美雄君） はい。
- 議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。質問の途中ですが答弁は休憩を挟んだ後、続けていただくことにしたいと思いますので、ここで1時まで休憩します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

- 議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を始めます。休憩前、小笠原議員の質問の答弁をお願いします。

[伊藤建設課参事挙手]

- 建設課参事（伊藤富美雄君） はい。
- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 小笠原議員にお願いがあります。質問通達がありました4と5と一緒に答弁させていただいてもよろしいですか。
- 3番（小笠原直治君） いいですよ。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） ありがとうございます。それでは今回の仮称早来小学校中学校建設工事（建築主体）に伴う設計変更は、工事完了までに計5回実施しました。1回目の変更ですが、これはウッドショック、アイアンショックなどによる物価上昇に伴う変更を行うことに先立ち安平町建設工事請負契約書、これより今後契約書と省略させていただきます、契約書第17条

設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等、第1項第4号、契約書第18条設計図書の変更により設計変更を行ったもので397万1000円の増額となっています。主な内容としては仮設鉄板敷、発生土一時仮置き運搬費の追加、伐採抜根物運搬処理費の増及び発注後の学校等関係者再協議による施工内容の変更によるものです。

2回目の変更はウッドショック、アイアンショック等の物価上昇によるもので、契約書第22条賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更、第6項によりインフレスライド条項に基づき6821万1000円の増額となっています。主な内容としては木工事及び鉄骨工事にかかるものとなっています。

3回目の変更は大きく6つとなります。まず現場内除排雪によるもので、契約書第17条設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等、第1項第5号により12月15日から3月15日までの間について自主施工期間とし、除排雪費については計上していない費用でしたが、例年になく大雪のため双方協議の結果2月20日以降にかかる降雪分のみの除排雪費として793万8000円を追加。次に鉄骨数量の変更によるもので、同じく契約書18条設計図書の変更により850万3000円の増額となっています。主な要因として施工図により詳細検討した結果に基づく変更を行ったものです。3つ目は、大アリーナ走路デッキの床材の変更によるもので、こちらも契約書第18条により297万6000円の増額となっています。主な要因として長尺塩ビシートを高弾性衝撃吸収シートに変更したものです。4つ目はホワイトボードの仕様の変更によるもので、こちらも契約書第18条により296万6000円の増額となっています。これは各教室のホワイトボードを暗線入りに変更したものととなっています。5つ目は、刊行物単価を新年度単価に入れ替えによる変更で、契約書第22条賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更、第6項により353万3000円の増額となっています。最後に木下地材の追加になります。こちらは契約書第17条設計図書と工事現場の状態の不一致、条件の変更等、第1項第2号になります。主な要因は以前の議会などにおいて説明させていただいていますが、設計段階での使用材料の漏れ、契約書上では第2号の設計図書に誤りまたは脱漏があることとありこれに該当するものです。担当者としては今回のことを重く受け止め、今後の建設工事の発注には十分なチェックなどを行い同じようなことがないように注意を行いながら進めて参りたいと思っています。尚、追加額については4447万8000円となり、3回目の変更にかかる全体額は8721万9000円の増額となっています。

4回目の変更は2回目、3回目の変更時に協議中などであった資材の高騰や協議による変更及び一部資材の追加により6703万4000円の増額によるもので、契約書第17条第1項第2号、契約書第18条及び契約書第22条第6項によるものです。主な要因は設計漏れ発覚に伴う再確認による追加協議精査中であった鉄筋コンクリートの数量の変更、協議などによる仕様の変更によるものです。

最後 5 回目の変更は、契約書第17条第 1 項第 5 号及び第18条による工事完了に向け、最終協議により変更となる4486万2000円の増額となっています。主な要因は外構工事に伴う変更部分です。

以上が仮称早来小学校中学校建設工事（建築主体）にかかる設計変更でして、当初請負額22億1760万円から 5 回の変更により 2 億3129万7000円の増額を行い24億4889万7000円となります。

次に仮称早来小学校中学校建設工事（電気設備）ですが、電気設備については 1 回設計変更を契約書第18条により実施しています。尚、請負額の変更はありません。主な要因は照明器具、電灯分電盤、動力制御盤、弱電端子盤、受変電設備等の仕様変更、数量変更と子時計、スピーカー、インターホン、トイレ呼出し設備、監視カメラ、入退室管理設備、火災報知設備感知器等の数量変更によるものです。

最後に仮称早来小学校中学校建設工事（機械設備）です。機械設備も 1 回の設計変更を行っており、契約書第18条により488万4000円の増額を行っています。主な要因として屋外配水設備に伴う土工事の変更、屋内配水設備の凍結防止ヒーター等配水設備の追加、水洗レバーへの変更、洗面化粧台等の追加、空調設備、暖房設備、換気設備の変更、パネルヒーターや天井換気扇の見直しによる取りやめ、配膳室へのエアカーテンの追加、ダクト設備の実施見込み数量確定による変更となっています。

以上、仮称早来小学校中学校建設工事にかかる 3 つの工事全体として当初請負工事額28億6605万円から設計変更による 2 億3618万1000円の増額となり最終的に31億223万1000円となっています。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 具体的に安平町の規則でいけば17条ですね。国土交通省あるいは北海道開発局によれば18条、19条の絡みなのですが、具体的に何か所変更したのか。その位置と名称、数量、規格について伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 最終的な箇所数ですよ。大変申し訳ありません。かなりの箇所数がありまして本日その辺は用意していませんでした。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） ここ一番大事なのですよ。持ってこなくても持っているでしょ。ちゃんと、どこが変更場所でやったのか、数量も全部記述しているでしょ。持っているでしょ。持っていなかったら大変なことになる。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
○建設課参事（伊藤富美雄君） 申し訳ありません。私ちょっと勘違いして先ほど答弁いたしました、申し訳ありませんでした。まず順番でいきますと仮設鉄板敷、発生土一時運搬、これがまず1つ。伐採抜根物運搬処分、学校等関係者再協議による変更。次に木材・鉄骨の資材高騰。次に除排雪、鉄骨数量、大アリーナ走路デッキの床材変更、ホワイトボードの仕様変更、道単価刊行物単価入れ替え、これは資材労務費の上昇によるものです。次に木下地材の追加。次に設計漏れによる鉄筋コンクリートの一部再確認による数量の変更。

〔小笠原議員挙手〕

- 3番（小笠原直治君） 議長、すみません。
○議長（多田政拓君） 小笠原議員どうぞ。
○3番（小笠原直治君） 私が聞いているのは何か所起きたのかということと、起きた経緯は17条の何項に該当するものが何か所、2項なのか3項なのかのところに何か所該当しているのですかと聞いている。そうしなかったら単価なんて出ないですよ。全部細かく単価が出ているはずだ。変更したところの数があって単価が出て合計が出ているのですから、それをちゃんと持っているはずですよ。それがなかったら大変なことになるのですから。そうでしょう、私それを聞いているのですよ。だから事由って何ですかと聞いている。変更した事由は何ですかって。
○議長（多田政拓君） ちょっと時間止めてください。今の質問の趣旨はわかりますか。
○建設課参事（伊藤富美雄君） ちょっと今、
○議長（多田政拓君） 今小笠原議員に確認してみてください。時間止めていまずので。
○建設課参事（伊藤富美雄君） 申し訳ございません。例えば17条の第1項第1号に該当しているものが何々、何か所ってことでよろしいですね。
○議長（多田政拓君） よろしいですか、じゃあ時間を。
○建設課参事（伊藤富美雄君） ただ、この辺のそれぞれの金額は私今回まとめてなかったものですから。後日であれば資料をまとめて小笠原議員の方に提出することはできると思うのですが、そのような形でもよろしいですか。

[小笠原議員挙手]

- 3番（小笠原直治君） はい。
- 議長（多田政拓君） 小笠原議員、今の処置で大丈夫ですか。
- 3番（小笠原直治君） いやちょっと、はい。
- 議長（多田政拓君） それでなければ時間を動かしますけど。
- 3番（小笠原直治君） ちょっと議長いいですか、時間ちょっと。私が言っているのは、これ一番大事なところなのですよ。なんで変更したのかってことなのですから。変更した事由は何なのですかってことを私聞いているのです。17条の1、2、3のうち1項には何か所、2項には何か所、3項には何か所っていうことが持っているはずですよ。それがなかったらお金計算できないはずですよ。それを課長、あるのですから。
- 議長（多田政拓君） 今小笠原議員からの質問の内容は理解しましたか。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） はい。
- 議長（多田政拓君） 答弁できますか。時間を動かします。いいですか。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） ちょっと確認させてください。今議員のおっしゃったところは理解したのですが、私今日その辺の資料をまとめていた資料を作っていなかったものですよ。それを後ほど提出させていただければということで先ほどお話したのですが。それぞれに伴う金額も必要ということなので、本日はそれぞれ何回目の変更に伴っての条項をそれぞれと、あと主な部分についての先ほどお話をさせていただきましたように仮設鉄板敷であれば17条1項第4号に基づきますってことぐらいしかまとめませんでしたので、大変申し訳ありませんがそのような対応でお願いできればと思います。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） それ以上出ないというなら後から出して、
- 議長（多田政拓君） では今のところから、答弁から時間を動かして進めることにしますがよろしいですか。
- 3番（小笠原直治君） はい。
- 議長（多田政拓君） 動かしてください。では参事、答弁をお願いします。同じことでよろしいです。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） はい。

[伊藤建設課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 大変申し訳ありませんが本日私の資料として用

意をしていなかったものですから、後日整理したものを小笠原議員へ提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私はこの設計図書の変更のほとんどの理由は誤びゅう、間違い、脱漏がほとんどだと思っているのです、私の感覚の中ではね。それでしっかりと何か所あったのかっていうことと、あと19条の扱い。これは安平町がそれぞれ要望を含めて設計変更していくという19条の扱い。安平町のいわゆる17条ではなくて18条ね。国土交通省では19条の扱いの中のことで私はそこ辺りをどこあたりを直したのか、どうしたのかを聞いたかったので、それで今無いというから別途ということでどうしようもないですね。

それでちょっと引っ掛かっているのは、先ほど言ったように仮設鉄板敷、発生土の扱い、これ1月27日の全員協議会の中で説明されているのですが、私は仮設鉄板これは安平町17条のどこの項目にあたるのか、発生土と仮設鉄板敷の部分。発生土を一時的に動かしたところはどの項目にあたりますか。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 只今の質問の仮設鉄板敷のどこの部分に当てはまるかですが、契約書の第17条設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等の第1項第4号、工事現場の形状、地質、湧き水等の状態、施工上の制約と設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないことに当てはまります。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私はその、なぜ入札価格の決め方について質問したかと言えば、そこを含めて、施工にあたる方法論含めて全部設計図書に入っているという認識が立っているのです。それで、いわゆるこの鉄骨板の仮設物は指定だったのか任意だったのかどちらでしたか。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 仮設物の取り扱いについては任意の方に該当し

ます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 任意となるとこれは丸彦渡辺が自主施工の原則によって渡辺が払うことじゃないですか。これはきちんと任意の場合については、そういう形になっていませんか。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 只今小笠原議員のおっしゃったとおりが基本としてはなりますが、但し工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、工事請負契約、只今答弁しました17条第1項第4号に該当するものと考えられるというふうに国交省から出ていますQ&Aの方にも同じような敷き鉄板というところから出ています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そうすると最初のいわゆる地盤の問題含めて、何をやってたかってことなのです。全く頭に入っていないあなた方が予定価格の中に施工条件も入れるってことで渡邊課長が答えているでしょ。施工条件も価格の中に入りますよ。施工条件なのです。これも指定もしないで任意で、任意の原則では丸彦渡辺は払わなければならない。でも、お手盛りで土壌が悪かったからって、これ運搬道路ですよ。そうでしょ、運搬道路のことを言っているでしょ。中のことではないですよ。そんなものが今頃に後からなって任意をできるなんてことにはあまりにもずさんではありませんか。そう思いますよ私は。それでやっても水掛け論になりますから、ここら辺りも価格が上がったと言っていますが、私の判断では価格が上がった分、材料費の高騰分には材料費だけの分が上がれば、払えばいいことであって、それに伴って人件費や何かについては、私はないと思っているのです。それは施工変更した場合はありますよ。物が無いから違うものに取り替えるではないですね。従来使うものを高くなったからって、安平町の規則にもそれは一番問題なのは安平町の規則にはなぜ変更できるかといったら賃金なのです。賃金または物価の変動。それを私1月27日の時に私も言っているのです。なぜここに人件費や何か、諸経費、建設費、法定福利費がなんで加わるのですかって私聞きましたよね。そしてそれは国土交通省のあれだって、国土交

通省あとの後の文書をよく見ると賃金なのですね。賃金の変動による時に第25条6項を書いているのです。賃金が上がったわけではないのです今回のね。その辺り含めてここでああでもないこうでもない言っても仕方ないですから、国の会計監査員に判断を任せたいと思っています。

それで私はこれ以上参事とやってもどうもなりませんけれども、実は行政報告の中で建築主体工事における木下地材の建設漏れについての報告がありまして、顧問弁護士から見解を報告されました。私は顧問弁護士が言っているのは、まさに完全な設計図書であればこのようなことが起きないと。まさに不完全なものだからこういうことが起きてしまったと。このアトリエブंकに1億4000万払っているのですよ。アトリエブंकと受注者が丸彦渡辺はアトリエブंकに損害を出せるのかと言ったら国交省の中ではないのです。アトリエブंकと安平町は一体であって、最後の責任を持つのが安平町なのですね、この契約請負規則によると。だから丸彦渡辺については安平町に対して増加の費用を求めていく流れなのです。弁護士の言っていることも合っているのですね。そこで私は大きな問題があるのは、アトリエブंकを瑕疵として1か月の指名停止をちゃんとやりましたよ町はって行政報告に載っているのです。一瞬正しいのかなと思って頭の中が混乱するのですが、そもそもがアトリエブंकの1か月の停止で済む問題ではなくて、問題なのはなぜこのような業者を選定したのかっていう責任なのです。これだけの間違いを起こしてアトリエブंक、だってまともな設計を作れないんだもん。だからこんなに間違い、誤びゅう、脱漏が起きてきているっていうのが実態ですね、その責任。それと私はそうした中で参事がちらっと申し訳ないという言い方をしたのですが、所内や課内へのフォローアップ体制、研修や積算担当同士での質問、確認のし合い、意見交換を十分にしていなかったこの責任を私はどう捉えているのですかと。この責任問題をどう捉えていますか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） まず責任問題の方ですが、やはり建設課施設グループの方を何というか受け持たせていただいている私の方にも、やはり職員の指導が足りなかった部分かなというのは深く感じているところです。先ほどの答弁でもさせていただきましたが、今後についてはうるさいかなと思われるぐらいこういうことのないような形で十分ウチの担当職員とは話をしながら、チェックしながら、まだまだ建物にかかる工事はたくさんあります。新築以外にも改修だとか色んな部分があります。その辺も含めて確認だとかチェックだとか、その辺を十分に行っていきたいと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 伊藤参事が答えているけど、私違いますよ。学校作るのに教育長、どういう責任を持っているのか教えてください。町長でもいいですよ。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 私も説明しようと思っていましたが、今回の問題については震災後に端を発して、そこからこの4年間学校の再建について議論をし、建設に向けて行ってきて、ようやく方向性が見えた段階で工事も始まるという中で工事の部材費の高騰であったり、資材高騰、燃料高騰そういった別要因については先ほど説明したとおりですから、これは安平町だけの問題ではないということは一方置いておきまして、この設計の間違い。この問題によって先ほど説明しました4400万を超える金額の差異が出てきた。それを例えば工事を行った後に発覚をして、建物がもう出来てしまった。工事が進んでしまったということであれば、本当に大問題であると認識はしています。今回についてもそれが事前にわかったということで、それについては先ほど申し上げた契約の条項に基づいて、正しい積算に基づいて建設の建築の工事を行うことができたということで、結果的には掛かる経費は町にはそういった意味での損害はなかったということで、先ほど弁護士のお話もされていましたが先ほどの指名停止1か月のそれ以上のことは問えないということで行政報告もさせていただきました。また、専門の技術職が不足しているのは震災後様々北海道からも職員を派遣していただいたり、そういったなかで乗り切ってきました。担当者もこの大きな事業を兼務発令をしながら施設グループと教育委員会と兼務発令をしながら連携を図って進めてきた部分ですので、そういった震災の復旧復興の相当大きな業務量の中でこういったことも同時に行いながらやってきたことです。一方先ほど言われた業者の間違いについても、その業者が下請けというか、そちらの方に設計をおろしたそのものの確認が不十分だったことが原因であって、その元々の会社がずさんであったり、酷いことをしたということにはあたらないと思っています。ですから素晴らしい学校の設計であり、施工していただいて、今実際に議員の皆様方にもこれから町民内覧会をしますけれども、学校自体は素晴らしいものができるということには思っています。ですからこういったことはこれまで、ここまで大きな事業はなかなか安平町でも今後出てくるかわかりませんが、先ほど伊藤参事も申し上げたような確認体制だったり、当然専門職の不足も根底には起因してきますから、この施設グループだけの問題ではなく専門職含めた職員の採用人数の見直しもさせていただきますし、来年度も行っ

ていきますが、抜本的にこういった事案が起こらないようにそういった適切な対応はしていきたいと思っています。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長どうぞ。

○教育長（種田直章君） 私の方からは町長と重複しない形でお話させていただきたいと思いますが、そもそもアトリエブंकのような業者をなぜ選定したのかということですが、決してそこにこのような過ちにつながるような懸念される材料はプレゼンの中には感じられなかった。むしろ適切な実績に基づいて適切なプレゼンテーションの内容だった。ですから複数の業者の中からこの業者を選定したということで、そのこと自体については当初としては当然適切な判断をしたと考えていました。ただ、結果としてこのような形になったことについては非常に重大なことだと受け止めていますし、選定者の一人として私も参加していましたので、そのことについては責任を感じています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 町長はアトリエブंकを庇っていますけれど、これアトリエブंकの責任ですよ。下請けが何だかっていうね。アトリエブंकに設計図書依頼をして1億4000万も払って、まともなものができなかったのは事実ですから。それを見抜けなかった職員体制のこともこれまた事実ですから。それはきちんとどこに、それは学校だからいいということではなくて、いわゆる皆で決めた入札価格が2億1000万を超えるほど上がったということは事実ですから。主体工事が2億3129万7000円上がったことは事実です。今まで追分中学校、道の駅、役場含めてそんな設計変更なんてありましたか。設計変更ではなくて、設計変更しても価格が上がったなんてなかったですよ。百歩譲って物価が、資材高騰分については理解できますよ。しかし、資材の高騰分なんぼなのかって私はもう一回しっかりとした国の会計監査とつないでもう一回整理していきたいと思っています。そんな意味で時間はありませんが、ただ今町長や教育長の答弁ではなくて、なぜこのようなことが起きたのかという原因究明をしっかりと行って、それをもとに具体的な対策を明確に議会に説明してください。なぜこんなことが起きて、なぜこうなったか。いいですか。それはできますか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） これまでも行政報告、先ほどの私の答弁の中でも説明させていただきましたが、物価高騰とかそういったものはわかると。それ以外の設計の間違いに起因しているものの原因は先ほどご説明したとおりですし、その対応についても人員の不足だったり、確認行為が不十分だったところに起因しているわけですから。そこを下請けであつたり更に孫請けというのですかね、そういったところを例えば使った設計を採用するのであれば、その内容のチェック審査も業者であつたり、こちらの役場側もそこを全て信頼しないというわけではないですが、間違っている前提で今チェックをさせていただいている。そこにはこれまで以上に時間も人員もかかりますが、そういった体制を既に対策として行っていますので。それ以上何か細かい対策では今回の原因はそういった原因ですから、その原因に対する対策は既に行っているということです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 既に行っていると言ったって全然わかりませんよ。あなた方これ作る時にプロジェクトチームを庁内で作ったのですよ。徹底的にやるってことで。やりましたね。プロジェクトチームで何をやっていたのかということになりますし、しっかりと文章で書いてください。町民の皆さんに。こういうことでこう起きましたと。資材高騰についてはこれですと。でも誤り、誤びゅう、脱漏において設計においてなんぼになりましたって明確にして、それを今参事の後から出ると言いますから、それを明確にしてそれに基づいてしっかりとした対策を含めたものをきちんと出してください。丁寧に。ただ、言葉だけでこうやりますとかではなくて、徹底的な原因究明しなかったらまた同じことが起きます。職員のあれがあつたとかなかったとか地震があつたとかそんなもの理由になりませんよ。今までそんなことないです。それで時間がないので工事請負契約の原則についてどのように捉えていますか、教えてください。詳しく言うと公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条8項に基づく工事請負契約の原則とはどのように捉えていますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ちょっと手元で資料としてきちんと用意していませんが、契約行為なので甲と乙が契約内容、契約金額に基づきまして事業に対する履行と完成、成果まで全てにおいて万全を期すというのが契約

行為の第一原則ではないかなと考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私の方で読み上げますよ。公共工事の品質確保にあたっては、公共工事における請負契約の当事者の各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するように配慮させなければならない。発注者及び受注者は契約書に基づき設計図書にしたがい、法令を遵守し締結した契約を履行しなければならない。こんな大原則なのです。原則なのですよ。これをしっかり守らなかったら何のために入札やっているのか、何のために議会の中で決めているのか、何のために町民に建築主体工事はなんぼかかりますかって、なんで公表しているか。公共工事で一番大事なことなのですよ。それに法律に基づいてこの原則に基づいて皆さん方は仕事しているのですよ。気分と感情でいいからこれやりたいいからってお金変えればいってものではないですよ。そうではありませんか。皆さん方、我々に補助金含めて申請しますね。政策推進課に申請したり、健康福祉課にも申請しますよ。でもちゃんと上限決まっているのです。それ以上かかったってこれでやってくださいと。この範囲でやってくださいってというのは、それが一つのルールでしょ。それは私はしっかり守ってください。それと二度とこれから新しい建物が作りますけど、二度とこのようなずさんな設計業者を選ばないで、しっかりと設計図書に基づいて、しっかり議会で議決したとおりに履行されることを、しっかり守っていただきたいことを、時間でありますから私の質問を終わらせていただきます。

○議長（多田政拓君） 以上で小笠原直治議員の一般質問を終わります。以上をもちまして本定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

◎ 日程第2 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第1号 乃至
日程第7 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第6号

○議長（多田政拓君） 日程第2、令和4年第8回安平町議会定例会認定第1号令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、令和4年第8回安平町議会定例会認定第6号令和3年度安平町水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。本件について決算審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

[工藤隆男委員長挙手]

- 議長（多田政拓君） 工藤委員長。
○6番（工藤隆男君） 工藤です。決算審査特別委員会の審査の概要を含めてお話しします。

令和4年11月18日

安平町議会議長 多田 政拓 様

決算審査特別委員会
委員長 工藤 隆男

委 員 会 審 査 報 告 書

令和4年第8回安平町議会定例会において、本委員会に付託された令和3年度安平町一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計決算の認定については、審査の結果次のとおり決定したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第1号	令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第2号	令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第3号	令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第4号	令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第5号	令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定

認定第6号	令和3年度安平町水道事業会計決算の認定について	認定すべきものと決定
-------	-------------------------	------------

認定第1号から認定第6号までの件名については記載のとおりです。審査の結果については、6件全て認定すべきものと決定しました。審査の概要をご報告致しますので次のページをご覧ください。

決算審査特別委員会審査の概要

1 審査事件

- (1) 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第1号
令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第2号
令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第3号
令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第4号
令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第5号
令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第6号
令和3年度安平町水道事業会計決算の認定について

- 2 審査日時 令和4年10月27日(木)10時00分～15時48分
令和4年10月28日(金)10時00分～16時01分

- 3 場 所 安平町総合庁舎議場

- 4 出席委員 工藤隆男委員長、箱崎副委員長、工藤秀一委員、米川委員、鳥越委員、三浦委員、内藤委員、高山委員、梅森委員

- 5 欠席委員 田村委員

- 6 委員外出席 多田議長

- 7 審査のため出席を求めた者

(1) 町事務局

及川町長、田中副町長、木林総務課長、小板橋総務課参事、渡邊政策推進課長、山口政策推進課参事、下出税務住民課長、熊谷税務住民課参事、森池産業振興課長、塩谷建設課長、伊藤建設課参事、菊地会計課長、阿部健康福祉課長、池田健康福祉課参事、佐藤健康福祉課補佐、蟹谷水道課長、谷村水道課参事、大窪総合支所長、村上商工観光課長

(2) 教育委員会事務局

種田教育長、永桶次長、佐々木参事

(3) 監査委員

小川代表監査委員、小笠原監査委員

8 議会事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

9 審査の経過

(1) 10月27日(木)

本委員会に付託された令和3年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算審査のため委員会を開催し、委員長開会あいさつの後、会議録署名委員の指名、審査日程及び審査方法について諮り、次のとおり決定しました。

①会議録署名委員 1番 工藤 秀一 委員、10番 高山 正人 委員

②審査日程 10月27日、28日の2日間

③審査方法

一般会計及び特別会計、水道事業会計について内容説明を受けた後、歳出・歳入の順に審査を行い、質疑の方法は、一般会計の歳出については、事業費目の少ないものは款ごとに、事業費目の多い款については、それぞれページごとに質疑を行い、歳入はページごとに質疑を行うことに決定しました。特別会計及び水道事業会計は、いずれの会計もページごとの質疑とし、各会計とも最後に総括的質疑を受け、討論を行った後に認定すべきものか否か決定を行うこととしました。

なお、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書等の質疑は、関連するページ若しくは総括的質疑において行うこととしました。

④決算審査

一般会計について審査を行い、内容説明を受けた後、歳出の質疑・応答を行い、教育費の質疑の途中で1日目の審査を終了しました。

(2) 10月28日(金)

昨日に引き続き委員会を開催し、一般会計の歳出、教育費の質疑から再開し、歳入及び総括的質疑、討論の後、認定すべきものか否かの決定を行いました。

その後、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、公共下水道事業の4事業特別会計と水道事業会計について審査を行い、各会計ともに内容説明を受け、質疑応答を行った後に、それぞれ認定すべきものか否か採決を行い、付託事件の審査を終了し、最後に審査意見の取りまとめを行い、2日間の日程をすべて終了し、委員会を閉会しました。

10 審査結果

本委員会に付託された令和3年度各会計歳入歳出決算の認定について、慎重に審査を行った結果、一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の全てを認定すべきものと決定しましたのでご報告します。

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。只今決算審査特別委員長より令和3年度各会計決算の認定については、6件全て認定すべきものと決定したとの報告がありました。

お諮り致します。本件については議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で審査を行ったものでありますので、委員長報告に対する質疑・討論を省略し直ちに会計ごとに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、採決を行います。

これから認定第1号令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決致します。本件について委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第1号は認定と決定しました。

続いて認定第2号令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第2号は認定と決定しました。

次に認定第3号令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出

決算の認定についてを採決します。本件について委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第3号は認定と決定しました。

次に認定第4号令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第4号は認定と決定しました。

次に認定第5号令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第5号は認定と決定しました。

次に認定第6号令和3年度安平町水道事業会計決算の認定についてを採決致します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第6号は委員長報告のとおり認定と決定しました。

◎ 日程第8 議案第1号

○議長(多田政拓君) 日程第8議案第1号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[木林総務課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
○総務課長（木林直樹君） 議案第1号朗読

議案第1号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるなど関係条例の整備を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略しまして、条例制定の趣旨及び改正内容について別途配布しております議案第1号資料によりご説明をいたします。

はじめに条例制定の趣旨については記載のとおり、地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の一部改正に伴い関係条例の整備を行うため、安平町職員の定年等に関する条例ほか8条例を改正するとともに、安平町職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

続いて改正内容等について関係条例ごとにポイントを絞ってご説明をさせていただきます。まず（1）安平町職員の定年等に関する条例の全部改正、こちらは現行条例を全部改正するものです。

1点目、アの定年制度に係る規定として職員の定年を65歳とし、経過措置として令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間については2年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、令和13年4月1日からは定年が65歳となるものです。

次のイ管理監督職勤務上限年齢制に係る規定は、役職定年制の関係になりますが、組織の新陳代謝を確保しその活力を維持するため管理職手当を支給される課長・参事・課長補佐等の管理職を原則60歳で管理職以外の職に異動させ、それ以降は管理職に任命できないこととなります。また、役職定年の特例として管理職以外の職へ異動することにより公務の運営に著しい支障が生じるなどの事由がある場合は1年を超えない期間内で継続して最長3年を上限に定年を再延長し、引き続き管理職として勤務をさせることができるも

のです。尚、定年を延長する場合にはあらかじめ職員の同意を得ることとし、延長事由が消滅したときには期間途中であっても他の管理職同様に管理職以外の職に異動させるものです。

次のウ定年前再任用短時間勤務制に係る規定については、60歳以上の職員の健康上や人生設計上の理由などによる多様な働き方を可能とするため、60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に一旦退職した職員をこれまでの勤務実績等を踏まえ定年退職日相当日までの間、短時間勤務職員として再度任用することができるものです。尚、勤務時間や給与、手当の仕組み等については現行の再任用制度と同様の取扱いとなるものです。

資料2ページに移りまして、エ情報の提供及び勤務の意思の確認に係る規定については、定年引上げに伴い職員が制度内容を十分認識し、60歳以後の勤務の意思を決める必要があることから、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度において該当職員に対して60歳以後の任用、給与、退職手当などに関する情報を提供するとともに、60歳到達日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものです。

続いて（2）安平町職員の給与に関する条例の一部改正のア定年前再任用短時間勤務職員にかかる規定については、当該職員の給料月額について現行の再任用職員の給料月額と同額とする旨規定するほか、所要の用語整理を行うものです。

次のイ職員の定年の引き上げに伴う措置にかかる規定については一般職の給与にかかる経過措置となりますが、当分の間給与月額については60歳に達した日以後の最初の4月1日となる特定日以後、特定日前に受けていた給料月額の7割措置とするものです。また、役職定年制により降任等をされた職員の給料月額については、1つが役職定年による管理職から管理職以外の職への降任に伴う給料月額の引下げと、もう一つが特定日以後の給料月額の7割措置による引下げにより、給料が二重に引下げとなることから、当分の間基礎給料月額、こちらは降任等される前の給料月額の7割と、降任後における特定日の給料月額の7割、こちらは特定日給料月額と言っておりますが、その差額に相当する額、こちらは管理監督職勤務上限年齢調整額を加算支給することで降任等される前の管理職時点における給料月額の7割水準を確保するよう規定するものです。

続いて（3）安平町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正です。こちらは減給発令後の減給期間中に給料月額の7割措置による減額があった場合、懲戒処分による減給額が7割措置後の給料月額の5分の1相当額を超える場合は5分の1相当額を懲戒処分による減給額の上限とするものです。こちらわかりづらいと思うのですが、例えば例を申し上げますと給料月額が40万円の場合、こちらが仮に減給20%となりますと8万円が減給となります。40万円の場合の7割措置後はこちら28万円になりますので、この28万円の5分の1相当額、こちらが5万6000円となります。先ほど言った減給額

8万円と7割措置後の5分の1の5万6000円を比較して8万円を超えていますので、この場合は5分の1の5万6000円を減給額の上限とするというものです。

続いて(4)安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、条例で規定している再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えるため所要の用語整理を行うものです。

続いて(5)安平町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に役職定年の特例任用により異動期間を延長されている管理職を追加するとともに、条例で規定している再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えるため、所要の用語整理を行うものです。

資料3ページに移りまして(6)安平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正に伴い引用している条文を改正するため所要の用語整理を行うものです。

続いて(7)公益的法人等への安平町職員の派遣等に関する条例の一部改正については、公益的法人等への派遣及び特例法人への退職派遣をすることができない職員に役職定年の特例任用により異動期間を延長されている管理職を追加するものです。

続いて(8)安平町職員の降給に関する条例の一部改正については、降給の種類に役職定年制による他の職への降任または降給を伴う転任を加えるとともに、降格の事由に係る規定を整理するものです。こちらにつきましては役職定年制による降任等が職員に対する分限処分に位置付けられておりますことから規定に加えることで降任または降給を伴う転任を職員の意に反して行うことが可能となるものです。

続いて(9)安平町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、条例で規定している再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い引用している条文を改正するため所要の用語整理を行うものです。

続いて(10)安平町職員の再任用に関する条例の廃止については、今回全部改正します安平町職員の定年等に関する条例において、定年前再任用短時間勤務制や暫定再任用制度にかかる規定を整備することから現行の再任用条例を廃止するものです。

次に2の(1)施行期日になりますが、本条例の施行は令和5年4月1日とし、1(1)のエ、こちらは情報の提供及び勤務の意思の確認に係る規定となりますが、令和5年度に60歳となる職員に対して今年度中に60歳以後の任用、給料、退職手当などに関する情報の提供や60歳到達日の翌日以後の勤務の意思を確認する必要があることから、施行日を公布の日からとするものです。

続いて(2)経過措置等として、先程ご説明したとおり職員の定年の引上

げ等に伴い現行の再任用制度を廃止することから、定年年齢を引き上げる令和14年3月31日までの間は現行の再任用制度を暫定的に措置することで定年退職者を暫定再任用職員として採用し、1年間を超えない範囲で最長65歳の年度末まで延長することができることとするものです。その他、勤務延長に関する経過措置や暫定再任用職員の任用や給料、各種手当、勤務時間、休暇等に関するルール等を規定するものです。以上、ご説明申し上げご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちょっと確認ですが。この中身については地方公務員法の改正により全社的な中身のものであって、改正の中身が。全社ったら会社になってしまうから全国的な地方自治体にまつわるものであって、安平町が単独で作ったものではないと。町として単独で作ったものは無いということでもいいですか。

[木林総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 町が単独で作ったものというのは特段は無いのですが、一つ挙げるとすれば特例任用で勤務が延長される職員以外にこれまで管理職であった職員が60歳になると役職定年ということで降任するわけですが、その際安平町においては管理職以外の給与の最高号俸、こちらは主幹職になります。主幹職に降任するところで。安平町以外ではここが主査職であったり同じく主幹職であったり、そこはその町その町でそれぞれ規定をするというところで、安平町については主幹職ということで、この部分が他の町と統一されていないところです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 主幹職ってよくわからないけれども。ウの関係でくる特例任用っていうのは、これは全地方自治体が一緒にやりますよっていう認識でいいですね、この部分は。それでできれば後から総務課長、この運営に支障が出る場合っていうのはどういうふうに解説をされているか。これ極め

て権力を持った人、人事権を持っている人たちは極めて有効なものになりますね。管理職でそのままずっと3年間、1年延びれるという公務の運営に支障が出る場合のいわゆる全国的な、後でいいですよ。後でこういう形の中で整理されていますってことを。はい、お願いします。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） こちら、これまでも勤務延長の関係で同じ規定がありまして。これまで職務遂行上の特別な事情がある場合また職務の特殊性によりそのポストの欠員補充が困難である場合というところで。具体例を挙げれば継続的に大きなプロジェクトに取り組んでいるとか、その職員が退職することで、異動することで事業の進捗に大きな影響が生じる場合だとか様々な要因があるのですが。これまで安平町において勤務延長というものはありませんでしたので、全国的にこういったことが対象となるということが言われています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） 日程第9議案第2号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 議案第2号朗読

議案第2号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

苫小牧市との間において、次のとおり定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を苫小牧市との間において締結するため、安平町議会基本条例第3条第4号の規定により提案するものである。

変更する協定の内容については裏面にある変更協定書に沿って説明しますので、裏面をご覧ください。それでは変更協定書を読み上げる形でご説明します。苫小牧市と安平町は、平成27年3月24日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。別表1（5）の表中、防災を防災・消防に改め、同表の次に次のように加える。それでは表の内容についてご説明します。今回追加される協定の内容は表の左側に記載されていますが、東胆振1市4町による消防体制の強化となります。その取り組み内容は記載にありますとおり、圏域内の消防指令業務の共同運用を行い消防体制の強化を図るとなっています。

次にこの取り組み内容に関する甲である苫小牧市の役割については、乙を構成団体とする胆振東部消防組合から消防指令業務を受託し圏域内の消防指令業務の共同運用に向けて中心的な役割を果たすとなっています。

続いて乙である安平町の役割については、乙を構成団体とする胆振東部消防組合を介して、圏域内の消防指令業務の共同運用の円滑な実施に必要な協力を行うとしています。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第10議案第3号、安平町ときわキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 議案第3号朗読

議案第3号

安平町ときわキャンプ場の指定管理者の指定について

次の団体を安平町ときわキャンプ場の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月19日提出

(提案理由)

安平町ときわキャンプ場の指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

- 1 施設の名称 安平町早来北進98番地45 ほか
安平町ときわキャンプ場
- 2 指定管理者 あびらアウトドアフィールド共同事業体

代表者 合同会社 SOTOIKU
代表 佐藤 聡

構成員 瀧本産業 株式会社
代表取締役 瀧本 哲也
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

補足ですが、別紙参考資料をご覧ください。安平町のホームページに掲載しているものを参考資料とさせていただきますが、去る11月28日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、申請者2社によるプレゼンテーションが行われ、その結果について公表しているものです。6番目の選定会議における選定結果という表をご覧ください。候補者となったあびらアウトドアフィールド共同事業体は、100点満点中83.4点。次点となったAは67.2点という結果になりました。次に7番目に選定理由がありますが、あびらアウトドアフィールド共同事業体を候補者とした理由は、アウトドアやキャンプに関する知識が高く、事業計画の中で商業や観光施設、子育て教育との連携及び自主事業などの内容が具体的で実現性の高い提案であり、利用者へのサービス向上が見込まれると評価され候補者となりました。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 6番目に選定会議における選定結果とありますが、この8項目についての内容を詳しく教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 少しお待ちください。

施設の運営方針の内容ですが、評価内容につきましては運営方針は施設の設置目的や町の基本的考え方に合致しているか、それと平等な利用を確保するための手法が取られているかという内容です。

それから地域連携貢献の内容ですが、地域や関係機関等との連携が図られているか。それから地域の活性化等に資する取り組みを行っているか。これについては社会貢献活動とか、地域の雇用の確保、男女共同参画社会形成への取り組み、町特産品の利用等になっています。

それから指定管理料ですが、効率的な管理による経費の縮減への取り組みが反映された指定管理料の額になっているかという内容です。

それから収支計画の内容ですが、効率的な運営計画に基づき適正に積算されているか、管理業務計画との整合のとれた適切な収支計画であるか、それから管理に要する経費は妥当か、人件費の積算根拠の考え方や水準はできているか。これらについては一定のサービスが確保される人員と給与水準が維持されているかの内容です。

それからサービスの内容ですが、キャンプ場の利用促進に向けた適切な計画となっているか、利用者へのサービス向上の取り組みは十分か、利用者の利用拡大の取り組みは十分か、実施事業の内容はキャンプ場の賑わい創出につながっているか、しょうがい者、高齢者、子ども等の視点から使いやすいキャンプ場を目指す取り組みは十分かという内容です。

それから施設管理の内容ですが、管理業務は安全かつ適正に行うための手法が取られているか、職員配置と責任体制、緊急時の体制は適切か、職員の専門的知識及び技能を向上させる研修体制は講じられているか、環境への配慮及び環境負荷軽減への配慮がなされているか、それから個人情報の保護に対する取り組みは十分かになっています。

それから経理的及び技術的基盤の内容ですが、管理業務を確実にできる経

営基盤、安定性を有しているか、キャンプ場の管理に必要な知識及び技術を有しているか、キャンプ場を含む類似施設の管理運営は良好に行われているか、これについては実績や経験を有しているかを見ています。

最後に地理的な要件ですが、北海道内に本店または主たる事務所を有しているかということです。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ここで一番問題なのが施設管理の内容ですが。安全というのが一番心配されることで、事故が起きた時の補償問題も関わってきますので、ここで何か具体的な取り組みだとか話し合いがなされたのか伺います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） それぞれプレゼンを行って今回指定管理者の選定をして、候補者となった方の施設管理に関しては一応緊急事態に備えて職員の配置を適正に配置したり、緊急時の連絡体制をきちんとしていたり、それからもしそのキャンプ場内で起こった事故については速やかに町の方に報告したり、適正な処分を行うということの内容を記した形で申請書が上がってきています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず今の選定結果の部分ですが、地域連携の貢献の内容のところに雇用の確保となっているのですが、A社の方は積極的に雇用に関して高齢者やしょうがい者も採用していくという考え方が示されているのに、A社の方がこの部分の項目の点数が低いのはなぜかが一つ。

あと指定管理料の方もこの結果を見るとA社の方が安いという、まあ見方が違ったら申し訳ないのですが、安いのではないかという見解でどういう選定でこうなったのか聞きたいのがあって。

あとは安平町の契約規則のどの部分にあたるのか。また、契約の金額はいくらかをまず伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 高齢者ですとかしょうがい者を積極的に採用していくという考え方は非常に素晴らしいなということで、私もプレゼンの時に評価する時に相手の会社の方にお伝えさせていただいたのですが。大変考え方、会社の理念としては素晴らしいかなと私は思っていますということで言いました。但し、やはりこのどちらかを選定するにあたって何に主軸を置くかを考えた場合に、やはりこれはキャンプ場の経営ということに関して比較すべきものであると考えまして、全般的にアウトドア関係、キャンプ場関係とかを得意とした会社と言いますか、事業者さんの方が優れているとして選定したところですよ。

それから指定管理料の比較ですが、確かにA社の方が少し安いことではあったのですが、そこも中身を見ていきますと指定管理者さんの選定した方の候補者になった方は、一応自主事業も含めて総体的に考えた上でこの指定管理料をいくらいにするか積算をしてきたのですが、Aの方はこの自主事業についてはこれから考えていきたいと。特に今回プレゼンするにあたって、こういうことを私たちはやっていきますという説明がなかったのですよね。なので、要は今まで我々が安平町が管理してきたその管理委託料をもとに積算はしてきたと。だけど将来的にそこにかかる色んなものについて細かいところの積算がされてこなかったということで。それであれば多少高くても、きちんと指定管理料も含めて積算をなされてきたあびらアウトドアフィールド共同事業体が優れていると考えています。

それから金額ですが、とりあえず指定管理料になりますが一応町の方で指定している1497万3000円。これが一応今回令和5年度に協定を結んで5年度の支払いという形になる金額です。一応これ契約ではなくてあくまで協定なのですよね。なので基本協定を議会で今回可決された場合、1月以降に基本協定を締結しまして、来年度4月1日に年度協定というものを締結します。その中で1497万3000円という金額が出てきまして、令和5年度についてその部分を分割して支払いますという形で出てきます。それ以降については令和5年度の実績に応じて、もし収入がかなり多いとか多少指定管理料が減ったとしても何とかやっていけますよというようなこの交渉が出てくるのですが、この交渉次第でその指定管理料が少しずつ減額されていく可能性はあります。それはやってみなければわからない部分です。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では今の部分はそもそも契約に該当せず協定という認識でよろしいのかが1点と。

あと実績によって年々変更の可能性が大いにあるということで収入が多くなれば指定管理料を減らしてもやっていきますよという協議は可能ということでもよろしいですね。

1点、地域連携貢献の内容についての部分の点数だけでも雇用の評価をしたのであれば点数ちょっと高くてもよかったのではないかなど、それは個人的な感想で素人考えなのですが、そう思ったのですが。違ったということなのでしょうね。ちなみにですが選定に入った構成員は何名でどういう方々が入ったのか。民間の方は入っていないかを確認させてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 以前内藤議員にも同様の質問をされたと思いますけれども、一応今回全て町職員ということで選定員を選ばせていただいています。一応副町長と政策推進課長、商工観光課長、教育委員会参事、建設課長私を含めて5名となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちょっといずいのですが、5年間の指定管理契約ですね、中身的に。それで5年後に向けてときわキャンプ場の経費、どのぐらい経費を減らしていく目標に。なんぼっていうことではなくて5年間の間に今の令和4年度にかかったときわキャンプ場の経費からどのぐらいを減らしていく目標数値があるなら教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 町としてはこの指定管理料をゼロにしたいのが当然の話なのですが、この指定管理者の選定するプレゼンの時に共同事業体とA社それぞれにどう考えていますかと質問したのです。A社の方は当然減らしていく方向に考えますということで説明を受けまして、共同事業体の方はゼロにしていきたいと言ってきたのですが、当然ゼロにするにしてもこれか

らやる事業の内容、自主事業ですとか内容が手厚くなっていけばなっていくほど当然指定管理料が減っていきますという説明を受けていますので、5年間でどこまでいけるのかはわからないですけれども、最終的にはできるだけゼロに近い形で持っていきたいというふうにこの共同事業体はおっしゃってくれたのですが、5年後また新しく選定しなければならないので、その時はどう考えるかという話になると思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私言っているのは指定管理ではなくて、今かかっている経費がありますね、管理経費というのですか。課長のところで。それが5年後にどれぐらいの減らしていけるのですかと、持ち出しが町として。減らせるということはこの会社がガンガン頑張ってもらって一杯お客様入れてもらって、その儲けた分で施設や設備を変えていくというものだってできるはずですから。それを踏まえて、なぜやるかといったら経費を減らすために指定管理にして話していくわけですから。ある程度苦しい目標かもしれませんが、願望でもいいですから令和4年度に対して何パーセントぐらいは減らしていけるというぐらいの数値目標はありませんかと。指定管理料ではなくて総体経費の問題。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 目標値というのも定めてはいないのですが2割から3割は減らしていきたいなど。今現在、全員協議会の時にもお話したかもしれませんが、今料金を改定したりして結構収入を得ているのです。人の方もかなりお陰さんでと言いますか、昔に比べたら3倍も4倍も人が増えて今1万人超えてきているような数字になってきて、かなり順調になってきているというところで。実は指定管理料今回1400万何某払うのですが、本来でいけば収入と支出の部分大体ニアニアにはなっているのですよね。これがまた指定管理者が入ってくることによって指定管理料を高く出してはいるのですが、これ人件費として出させていただいてまして、この部分を今度事業体の方で自主事業をどんどんやっていくことによって人件費も減っていくとかペイしていく形になるのですが、それが更に上回れば維持管理費もどんどん減っていくと思うのですよね。一応そんな想定をしています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） この指定管理の目的は維持管理費の削減は当然1点ありますが、私は指定管理を行っていくにあたって例えばときわキャンプ場、素晴らしい場所なのですが、冬期間お客さんが見込める施設には今なっていない。そういったところの自主事業の提案であったり、以前であれば外部委託をして行政コストを下げていくという目的も強かったと思いますが、当然雇用されている方は地域の方であったり町民も多いわけです。きちんと払うべき賃金だったりお給料を払っていただいて、責任者を見ていただく。そのことが何か緊急的になった時の連絡体制であったり、何かあった時にすぐ即座の対応にもつながるといことも根底にありますので。ですから施設管理料のご質問でありましたから、先ほど塩谷課長の答弁でいいのですが、それ以外の目的も十分に重きを置いているということだけ補足させていただきます。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ちょっと1点だけ質問させてください。指定管理者が行う業務範囲の中で（3）のキャンプ場の管理運営に関する町長が必要と認める業務とは一体何を想定しているのかだけ教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 町長が必要と認める業務なので一般的業務以外で例えば先ほど言った実施事業ですとか、そういうことをやりたいのですけれどもと来た時に中身を審査して問題がなければだとか、これからやることによってサービスがどんどん向上していくという内容であれば、今まで我々がやってきたルール以外にそれが認められるべきことであれば町長が認めましようという形になると思います。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔工藤隆男議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤隆男議員。

○6番（工藤隆男君） 前にもお話したことがあります、町内にはもう一つ追分地区にもキャンプ場がありますが。人の入りからいくと追分のキャンプ場の方が多いは事実ですよね。そして追分キャンプ場がなぜ多いかというフェリーのお客さんが早来ではなくて追分に泊まって、追分から他の方に移動するわけさ。それはキャンプ場に全部聞いたからわかるけれども、実際論として早来するときわキャンプ場をまだまだ活性化するためには、いかにフェリーのお客さんを引き入れるかということが重要な課題になってくると思いますよ。現状で今年であっても、ときわキャンプ場より追分のキャンプ場の方が2割以上多いのですよ。なぜ追分のキャンプ場に来るかという交通の利便性なのですよ。フェリー下りてフェリーのお客が大体6割、7割ですから、フェリーのお客が20km未満でキャンプするとその次の日行く時の距離が長すぎるわけさ。それで今のただキャンプ場に泊ませるということではなくて、町内を外遊して町内を見てもらうという形を入れていかなければときわキャンプ場が極端に伸びる状態ではないわけさ。前も資料をいただいたのだけど、この胆振東部近辺のキャンプ場の人の出入りを見ると一番少ないのがときわキャンプ場なのさ。それは結局フェリーからの距離が短すぎてここに泊まりたくないよという方が、夕方の便でない泊まりたいと言えないわけさ。その辺を考えていかないと現状でいくとお客さんは極端に増えることはないと思います。キャンプ場を良くしてもお客が入りづらい状態になっているので、もう少し多目的に、例えば他のところも見せるような形でときわキャンプ場だけを見せるのではなくて他のキャンプ場と見比べる形で持っていかないとなかなか難しいと思います。もうちょっとまだ考える余地があると思いますので少し考えてみてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 事務報告にもあるのですが、ときわキャンプ場の利用状況と鹿公園キャンプ場の利用状況ということで。その中で利用件数とか計のところで人数が載っているのですが、ときわキャンプ場が令和4年度1万1174、そして鹿公園キャンプ場が1万72と若干ときわの方が多数字になっています。議員がおっしゃられるとおり実は安平町にあるキャンプ場、意外と苫小牧のフェリーから直接キャンプ場に来ることが多くて、ときわキャンプ場も実は多いのですよ。まあ多いと言っても全体の何パーセントなんですけどね。多いことは多いのですがコロナ禍であったり、色々な事情があって胆振東部地震の関係で休止したりもあって、ときわキャンプ場でも逆に鹿公園キャンプ場の方が目立ったりして人が来るようになってしまっている部分があります、当然。なので今後についてはときわキャンプ場にもそのフェリー客とか、今考えているのは道外からのお客さんをどんどん入れていきま

しょうという計画になっています。それと合わせて安平町にはこのキャンプ場の他に2つあります。追分地区に全部で3つありますね。なので追分の民間キャンプ場にも人が入るような方法をとっていきたいと思っていますので、できれば安平町自体がキャンプのメッカというか、キャンプで有名になるようなキャンプ場を目指していきたいと考えていますので、そこは今後しっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎ 日程第11 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第11議案第4号、早来小学校解体工事請負契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第4号朗読

議案第4号

早来小学校解体工事請負契約の締結について

早来小学校解体工事を施工するため、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

早来小学校解体工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

- 1 契約の目的 早来小学校解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 205,150,000円
- 4 契約の相手方 藤建設・島崎経営建設共同企業体

代表者 札幌市白石区栄通15丁目8番6号
藤建設工業 株式会社
代表取締役 工 藤 喜 作

構成員 苫小牧市沼ノ端中央1丁目1番24号
島崎建設 株式会社
代表取締役 島 崎 鶴 松

入札の結果は参考資料のとおりで、6社による入札を実施し予定価格に対して93.77%で落札されています。

補足説明ですが、配布資料の入札告示抜粋資料をご覧ください。早来小学校解体工事の工期については令和4年12月27日から令和5年5月31日までの予定です。校舎RC鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積2612.9㎡。渡り廊下S造、鉄骨平屋、延床面積26㎡。体育館SRC造鉄骨鉄筋コンクリート2階建て、延床面積872.4㎡。附帯解体物、倉庫、物置き、駐輪場、アスファルト舗装、フェンスなど。煙突断熱材に混入されているアスベスト撤去の2本の煙突を対象として撤去し、来年度実施予定のグラウンド整備の面積確保をするものです。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 2点ほど確認をさせていただきたいのですが。まず1点目、アスベスト含有ということだとぶん大丈夫だと思うので確認程度なのですが、こちら改正された大気汚染防止法に基づいた対応の工事なのかどうか。今後工事費用が上がることはないかどうかが、まず1点確認させてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらについてはその対応をさせていただいてまして、実際に前回の早来中学校の解体工事において当初見込んでいた部分との違いも出ていましたので、こちらは再積算した上で実施をしています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。あともう1点確認ですが、この構成員の関係ですが、地元の条件を付けて入札を行わなかったのか。アスベストの関係があるから、いつも何か地元の構成員が多かったかなと思うのですが、アスベストの関係があるからそういう構成にはならなかったのか確認させてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 本件のJVの参加要件、地理的条件を設けているのですが、東胆振1市4町に支店営業所を有しているところになっていきますので、過去にも町内を含めているところもありますが町外でのJVを組んでいるケースもありまして、今回藤井建設様ですかね。JVで落札はされているのですが、過去に遡っても平成23年度くらいからも中に入っていくながら入札に参加している企業様です。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第12議案第5号、令和4年度安平町水道事業会計減債積立金の処分についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第5号朗読

議案第5号

令和4年度安平町水道事業会計減債積立金の処分について

令和4年度安平町水道事業会計減債積立金190,610,374円のうち78,100,928円を取り崩し未処分利益剰余金としたいので、議会の議決を求める。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和4年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定により提案するものである。

裏面令和4年度安平町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。この計算書は剰余金はその年度中にどのように増減変動したかについての内容を表す報告書となっています。減債積立金については、地方公営企業法に基づき企業債の償還に充てることを目的とする積立金となりますが、令和4年度において収益的収支である3条予算に不足が生じることが見込まれるため、目的外となる3条予算の補填財源に充てることを目的として現在2189万9072円の未処分利益剰余金の必要額を1億円と積算し、減債積立金7810万928円を取り崩すため議決を求めるものとなります。尚、決算においては3条予算の不足額については当期純損失となることから未処分利益剰余金を財源として補填することになりますので、未処分利益剰余金を増額することにより令和2年度以降減少しています未処分利益剰余金の適正化及びこの後補正予算で提案します修繕料の増額などに対応した安定した水道事業会計の運営を行えるものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら取り崩しをして目的を変更するとありますが、何の目的で取り崩すのか、まず伺います。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） まず施行令の法で謳われている目的については、あくまでも4条予算の企業債の元金償還に充てることが目的となります。今回については3条予算ですので、何と言うわけではないですが、施設の維持管理の経費に回ると考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 取り崩さないと施設の維持管理がしていけないのではないかということで取り崩すという目的でよろしいですね。今後取り崩した時に企業債の償還とかどうなっていくのか。大丈夫なのか、その辺も伺います。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 令和4年度の決算においては3000万円から4000万円程度の未処分利益剰余金が必要であると想定しています。現在2189万9072円の未処分利益剰余金が残っていますので、今回の取り崩しによって令和4年度の決算においても6000万円から7000万円の財源が確保できるものとなります。尚、令和5年度以降については水道事業の財政安定化を図るため、基準外繰入金を収入とすることにより財源確保を図りたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 未処分利益剰余金もずっと確保できるかわかりませんが、その後も心配だなと思うのですが、利用料の増額とか色々そういうことにつながっていかないかなと心配しているところですが。今後長い目で見てそのような判断をされたということによろしいですか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 総合計画の中で令和9年度、10年度ぐらいまでの計画を立てて、そこに必要な水道事業の運営に必要な経費がいくらなのかというところで、最終的にと言いますか今損失になっていますが、これから利益に変わっていくような財政推計で考えているところです。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） ここで3時10分まで休憩とします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時10分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

◎ 日程第13 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第13議案第6号、令和4年度安平町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第6号朗読

議案第6号

令和4年度安平町一般会計補正予算（第11号）について

令和4年度安平町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川秀一郎

（提案理由）

生産振興対策事業経費の増額等により、令和4年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第6号

令和4年度安平町一般会計補正予算（第11号）

令和4年度安平町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224,625千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,737,123千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用するこ

とができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和4年度安平町一般会計補正予算(第11号)について提案説明いたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では電気、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金6800万円の計上。産地生産基盤パワーアップ事業実施に伴う補助金1億1677万8000円の計上など。歳出では電気、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費6800万1000円の計上。産地生産基盤パワーアップ事業実施に伴う安平町農業再生協議会交付金1億1677万8000円の計上などです。

それでは歳出から説明いたします。18ページをお開き下さい。

2款総務費1項1目一般管理費(1)庁舎事務機器経費は、コピー枚数の増加により使用料が不足するため増額。(2)その他一般管理経費9節は中央要望等の回数増などによるもの、10節は表彰状台紙の在庫不足による購入などです。2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業は、エリア放送設備の保守点検による補修修繕を行うもので、(2)防災行政情報告知ネットワーク運用事業13節は新規採用等の利用増に伴う増額。18節は制度改正等によるシステム改修負担金の増額です。19ページ、(3)地域情報通信基盤運用事業は、燃料費調整制度の見直しによる電気料金の値上げに対応するため増額するもので、(4)社会保障・税番号制度システム構築事業は公金受取口座登録制度に対応するためのシステム改修費及び自治体基盤クラウドシステム(BCL)連携のシステム開発費に係る負担金を計上するものです。4目財政管理費は、地方単独事業の「見える化」調査に対応するためシステム改修費負担金を計上するものです。6目文書広報費(1)広報事務経費8節は町史編さん資料の収集に係る旅費の計上。10節は広報各戸配布業務に係る消耗品を購入するもので、7目財産管理費(1)公用車管理経費は、公用車の修繕増加により今後不足が見込まれることから増額するものです。20ページ(2)庁舎管理経費10節燃料費は燃料単価の高騰による増額。光熱水費は電気料金の増額で、11節は電話使用料の利用実績により増額するものです。(3)町有施設管理経費は、みずほ館や道路照明などの電気料金の増額です。9目地方振興費は防犯灯の電気料金の増額で、10目企画費(1)地域公共交通対策事業は共通回数乗車券の利用者増により増額。(2)地域おこし協力隊活用事業は決算見込によ

り減額するもので、13目核兵器廃絶平和宣言費は執行残の整理です。21ページ、15目財政調整基金費（1）産業づくり基金積立金は森林環境譲与税の増額補正相当分及び立木売却収入を積み立てるもので、2項1目税務総務費は執行残の整理です。3項1目戸籍住民基本台帳費（1）戸籍住民基本台帳等事務経費はマイナンバーカード券面用プリンターを購入するもので、（2）個人番号カード等交付事業経費は執行残の整理です。22ページにまたがる4項1目選挙管理委員費は参考図書等の加除代に不足が生じるため増額。2目参議院議員選挙費から24ページにまたがる4目町長・町議会議員選挙費は執行残の整理です。5項2目各種統計調査費は統計調査市町村交付金決算見込による予算の整理です。

25ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費（1）国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金などの補正に伴う繰出金の減額で、（2）地域福祉推進事業経費は、申請者数の増加により予算が不足するため増額するものです。5目ぬくもりセンター施設費12節は燃料単価の上昇などによる管理経費追加分などを整理するもので、14節は冬季間の暖房効率を図るため天井にシーリングファンを設置するものです。9目高齢者福祉費（1）北海道後期高齢者医療広域連合経費は令和3年度の負担金確定による減額で、26ページ（2）後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金などの補正に伴う繰出金の減額です。（3）福祉灯油特別対策事業は在宅の低所得高齢者等の負担軽減策として、コロナ禍における物価高騰対策の現状も踏まえ1世帯当たり1万円の助成を高齢者世帯811件、ひとり親世帯39件、しょうがい者世帯39件に対し申請率50%を見込んで計上するものです。10目高齢者福祉施設費（1）高齢者施設管理運営経費10節光熱水費は電気料金の増額などで、修繕料は長期入居者の退去に伴い経年劣化による修繕料の町負担分の増額、11節は電話料の利用実績により増額するもので、12節消防設備保守点検業務委託料は執行残の整理、高齢者生活共同施設管理等業務委託料は燃料単価の上昇などによる管理経費の増額で、草刈業務委託料は執行残の整理です。13節は下水道使用料で実績に伴い増額するもので、17節は食器乾燥機、電気ポットが故障したため新たにを購入するものです。（2）デイサービスセンター改修事業はデイサービスセンターサクルの特殊浴槽の故障により入れ替えを行うものです。27ページ11目介護支援費（1）介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金が増額するもので、（2）在宅福祉事業は新規申請者分の増額です。2項3目子育て支援費は放課後児童健全育成事業のICT化推進事業実施費用を追加するもので、4目認定こども園等運営経費14節は執行残の整理、18節子どものための教育・保育給付費負担金は保育士等の処遇改善臨時特例事業が新たに処遇改善加算Ⅲで実施されることとなったため増額するもの。特別支援教育推進補助金は補助対象人員の増が見込まれるため増額するものです。28ページ5目児童手当費（1）子育て世帯生活支援特別給付金事業は、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費補助金の実績報告に伴

う超過分の計上で、（１）子育て世帯等臨時特別支援事業は電気、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し給付金を支給するもので5万円、1344世帯分の交付金及び事務費の計上です。

4款衛生費1項1目地域保健費18節専門医確保助成金は、執行残の整理で、医療機器等購入費助成金は機器更新による助成金を増額するものです。29ページ2目予防費（1）予防接種事業12節は眼底検査を追分クリニックへ委託する予定であったが、検査技師不足等により今年度は受託が出来ないこととなったため減額し、18節はその代替え措置として他の医療機関で眼底検査を行った場合にその費用を助成するものです。3目母子保健事業は相談業務の増加により臨床心理士の訪問回数も増加したため、それぞれ増額するものです。7目保健センター管理費10節燃料費は燃料単価の上昇による増額で、光熱水費は電気料金増額の増額です。3項1目水道費は水道事業会計の地方債元利償還金の補正に伴う繰出金の増額です。

30ページ6款農林水産業費1項1目農業委員会費11節は農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業によるタブレット端末の導入に係る通信料の計上。13節はモバイルデバイスの管理料で、17節はタブレット端末14台分の購入費の計上です。3目農業施設管理経費は、あびら交流センターの床が腐食等により沈んだため修繕するものです。4目農業振興費（1）生産振興対策事業経費は、安平町農業再生協議会で実施する農業者の高齢化に伴う農地流出を防ぐため、地域の担い手が農地を引き受ける際に必要な大型機械の導入に対する事業に対し交付金として支払うもので、（2）環境保全型農業直接支援対策事業経費は事業実績等により増額するものです。31ページ6目土地改良事業費は、新たに道支出金等の予算割当があったため財源振替をするもので、9目ダム管理費は瑞穂ダム用排水路の補修及び瑞穂揚水機場封水ポンプ更新を行うものです。

7款商工費1項1目商工業振興費（1）商工振興事業経費10節は企業版ふるさと納税をいただいた企業に送る感謝状の額縁を追加購入するもので、14節はサテライトオフィスの利用環境向上のためひさしを設置するものです。2目観光費は電気料金の増額です。

32ページ8款土木費2項1目道路橋りょう総務費10節は道路維持作業車が経年劣化により修繕料の不足が見込まれるため増額するもの。11節は特定自主検査における出張費分の加算分を増額するものです。2目道路維持費12節は老朽化による事故防止対策補修により予算不足が見込まれることから増額するもので、16節は修繕箇所が多くみられることから増額。3目道路新設改良費は執行残の整理です。33ページにまたがる3項1目河川維持費は8月の大雨により増水し畑の被害があったが、修繕料が不足しているため増額するものです。4項1目都市計画総務費は立地適正化計画策定支援事業の追加要望を行うもので、一部執行残と合わせ繰越明許費による実施になります。2目公園費（1）

ときわ公園管理経費は執行残の整理で、(2)町内公園管理経費は執行見込みがないことから減額するものです。5目公共下水道費は、公共下水道事業特別会計補正予算による繰出金の増額。34ページ5項1目住宅管理費は、申請がなかったため減額するものです。

9款消防費1項2目消防組合費は、地域づくり総合交付金による財源振替です。

10款教育費1項3目義務教育費(1)学校施設管理経費10節は電気料金などの増額で、11節は閉校に伴う不用品の処分手数料の増額。35ページ(2)学校施設整備経費は、早来小中学校建設工事の完了による執行残の整理です。4目教育振興費はサーバー証明書の費用に不足が生じることから増額するもので、6目スクールバス管理費10節は燃料単価の上昇による増額、26節は重量税の重課分を追加するものです。2項1目学校管理費及び36ページにまたがる3項1目学校管理費はいずれも燃料単価の上昇による増額です。4項3目公民館費(1)公民館施設管理経費10節燃料費は燃料単価の上昇による増額で、光熱水費は電気料金の増額、修繕料は執行残の整理です。14節は物価等の値上がりにより予算が不足するため増額するもので、(2)公民館主催事業12節は執行残の整理で、16節は申請者の増により増額するものです。37ページにまたがる5項3目体育施設費10節燃料費は燃料単価の上昇による増額で、光熱水費は電気料金の増額です。5項4目学校給食費10節光熱水費は電気料金の増額で、修繕料は保守点検で修繕が必要になったものなどの修理及び交換などを行うため増額。賄材料費は原油価格の高騰に伴う食材価格の高騰により増額するもので、11節は光回線の導入費用で予算不足が生じることから増額するものです。5目スキー場管理費及び7目スポーツセンター管理費(1)多目的スポーツセンター施設維持管理経費は、いずれも燃料単価の上昇による増額です。38ページ(2)せいこドーム維持管理経費及び8目野球場管理費は、いずれも執行残の整理です。

39ページにまたがる12款公債費、1項1目元金は起債借入後10年経過の利率見直しに伴う増額で、2目利子は利率見直し及び令和3年度借入利率確定による減額です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので8ページをお開きください。2款地方譲与税3項1目森林環境譲与税は決算見込による増額で、10款国有提供施設所在市町村交付金は交付額決定によるものです。

9ページ14款分担金及び負担金1項3目農林水産業費負担金は、追分地区水利施設等保全高度化事業に係る受益者負担金の計上です。

15款使用料及び手数料1項2目民生使用料から10ページ8目教育使用料までは、いずれも決算見込によるものです。

11ページにまたがる16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、国民健康保険に対する保険基盤安定負担金の決算見込みによるもので、3目教育費国庫負担金は早来小中学校建設事業に対する国庫負担金で、決算見込により増額を

するものです。2項1目総務費国庫補助金はマイナンバーカード券面用プリンターを購入に対する国庫補助分で、2目民生費国庫補助金は子育て世帯等臨時特別支援事業費に対する国庫補助分の計上です。5目土木費国庫補助金2節は立地適正化計画策定支援事業の追加要望に対する補助金で、4節は決算見込による減額です。12ページ6目教育費国庫補助金及び7目災害復旧費国庫補助金は、いずれも早来小中学校建設事業等に対する国庫補助金で、決算見込により増額するものです。

17款道支出金1項1目民生費道負担金は、国民健康保険及び後期高齢者医療に対する保険基盤安定負担金の決算見込みによるもので、13ページにまたがる2項2目民生費道補助金1節は多子世帯保育料軽減支援事業の補助で、対象人数の増加など決算見込みによるもので、3節は高齢者世帯等生活支援事業に対する1/2の補助です。5節は地域づくり総合交付金で、それぞれ交付見込みにより計上するものです。4目農林水産業費道補助金1節農業経営高度化支援事業追分地区補助金は予算割当の増によるもので、環境保全型農業直接支援対策事業補助金は事業の取組面積増によるもの、産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、安平町農業再生協議会交付金に対し10/10の補助で、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金は予算割当により計上するものです。情報収集等業務効率化支援事業費補助金は、農業委員会の情報収集等業務効率化支援事業に伴うタブレット端末の購入に対する補助金で、農地利用最適化交付金は、タブレット端末の利用費用に対する補助金です。14ページ3節は地域づくり総合交付金で、交付見込みにより計上するものです。5目土木費道補助金は決算見込によるもの、7目商工費道補助金及び8目消防費道補助金は、いずれも地域づくり総合交付金で、交付見込みにより計上するものです。3項1目総務費委託金は統計調査市町村交付金の決算見込による減額です。

15ページ18款財産収入1項1目財産貸付収入は、決算見込により減額するもので、2項1目不動産売払収入は決算見込により増額するものです。

16ページにまたがる19款寄付金1項2目指定寄付金は、企業版ふるさと納税による増額です。20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、2目まちづくり基金繰入金は、充当事業の補正等により減額するものです。10目減債基金繰入金は令和3年度借入の臨時財政対策債の利子償還分に充当するものです。

17ページ22款諸収入4項2目過年度収入は、いずれも負担金の確定によるものです。

23款町債1項3目衛生債は対策事業費の減額によるもの。6目教育債は早来小中学校整備事業によるもので、国庫支出金及び寄付金の増額等により借入額を減額するものです。

次に繰越明許費について説明します。4ページをお開きください。第2表繰越明許費は、8款4項集約都市形成支援事業649万円は、早期に事業を進めるため今年度中に追加要望を行い繰越事業として実施するため、ときわキャンプ

場整備事業5717万8000円は実施設計委託業務が新型コロナウイルスの影響により完了が遅延していることから、今年度発注予定の造成工事も遅れるため、繰越事業として実施するものです。

次に第3表債務負担行為補正は追加として追分公民館整備事業、限度額380万5000円は追分公民館の電動式移動観覧席部品交換修繕を行うもので、世界的な半導体不足により部品の確保が難しいため、令和4年度中に契約し令和5年度内の事業完了を目指すため新たに設定するものです。変更として、ときわ球場LED照明設備リース料は金額の決定によるもので、限度額を4463万5000円から3864万円に変更するものです。5ページ第3表地方債補正は変更として、地域医療提供体制維持費補助事業の限度額を3020万円から2710万円に、早来小中学校整備事業の限度額14億6720万円から13億7200万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億2462万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3712万3000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出18ページをお開きください。18ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ19、20ページをお開きください。19、20ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ21、22ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ23、24ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 27、28ページ質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず27ページの3目の子育て支援費のところの児童館運営経費。こちらは6月にも補正されたものなのかが1点。

あと具体的にどのようなことをするものなのかの2点を伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらはコロナ対策として設定された金額ですので、児童館管理に基づいて、これはコロナ対策のあれでICTの設備を拡充したものです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 別件でもう一つなのですが、28ページの衛生費のところの地域保健費の地域保健推進経費の専門医確保助成金。こちら実績だとは思いますが、6月には増額補正したのですが今回執行残になったとのことでその要因をお知らせください。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 専門医確保助成金です。6月に増額補正したということですが、6月に増額補正をしたというのは令和4年度は選挙の年だったということで投資予算、骨格予算だったので6月の議会の補正でこの事業を補正したところが増額の要因となっています。

その時の投資の予算額は、前年度において当初予算として想定していた内容で専門医の確保ということで予算を計上していましたが、渡邊医院、あびら追分クリニックに対する専門外来の開設に必要な医師の配置にかかる助成金ですが、例えばへき地診療所に指定されていまして、そちらの方から運営費というところでこの配置にかかる部分の補助も貰えたというところで実績として減額、町からの補助が若干当初の想定よりも減額があったところで今回整理させてもらったものです。以上です。

[三浦議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では当初予定していた専門医の人数が確保できなくて減ったもので減額ということではないということによろしいですか。

[池田健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） 特にあびら追分クリニックについては、当初こちらが想定していたよりもより多くの専門科を開設していただいています。当初想定していたものが配置できなかったから少なくなったというのではなくて、他からの財源があったという内容となっています。以上です。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[鳥越議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 28ページの子育て世帯臨時特別支援事業交付金ですが、この資料によると1344世帯、先ほど副町長もおっしゃったと思うのですが、これ全体の数から見てどのぐらいのパーセンテージというかカバーできているのかなと思ったのですが、そういう数字は出していないのでしょうか。もう一つが、これいつぐらいに給付するのか、日程が決まっていたら教えてください。

[池田健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） この内容については、物価高騰または燃料高騰による子育て世帯等を含む非課税世帯に対する1世帯あたり5万円の支援の事業となっていて、全部で1344世帯というのは町の方が税情報をもとに把握している世帯でして、把握しているのが全部で1334世帯。その他に令和4年度中に家計急変でこの対象となりうる世帯が10世帯を想定しているところで、令和4年度において非課税の世帯は全てで1334。その他家計急変が10世帯で、割合というかほぼ全ての非課税世帯にいくものであると認識しています。申請時期についてですが、本日この補正予算が議決いただいで可決されましたら1月の広報でお知らせをすると同時に、この対象者世帯はこ

らで把握していますので各世帯に直接申請書を郵送する予定となっています。1月すぐ発送する予定で準備を進めているところです。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の関連で町民の皆さん12月中に出ると期待されているのですが、1月の広報での周知ということで。ホームページやあびらチャンネルなどで事務手続きの関係で1月になりますということを広報する予定はないのでしょうか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 予算が可決されなければ事務の方も進められないということで、今日可決されれば今日からのスタートになりますし、対象世帯はこちらで全て把握している中で。この予算書の上の方を見ていただければ11役務費の中に通信運搬費、これは切手代なのですが、今日予算が可決してからでないと切手を買えないところで対象世帯の方には1月、これから切手購入の手続き、今日可決されれば進めますので、早くても1月頭、年明けすぐに発送する予定で進めています。一応対象世帯、ほぼ1334世帯についてはそれぞれ戸別に通知しますので、漏れはないという想定で進めていますので、そちらの文書の方で確認していただきたいと思っています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ29、30ページ。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 29ページの健康診査事業が追分クリニックの眼科の検

査ができなくなったためということで他の医療機関の眼底検査をした場合の助成ということですが、この他の医療機関というのはどこまでの範囲のことなのか、手続き等に関して詳しく教えてください。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） これについては昨年度から実施している事業として、昨年度も当時追分菊池病院の方に眼底検査を実施した場合にその分を病院の方に委託料として支払う予定で進めていましたが、昨年度においても検査技師の方が用意できないところで委託料から負担金の方に予算を組み替えさせていただきまして、かかりつけの町外、苫小牧、千歳、札幌でも結構ですが、そこで眼科で眼底検査、こちらを保険外で実施した場合に一旦病院に支払っていただいて、その領収書を提出していただくと町の方から償還金として、その分償還するというようなものですが。今年度についてもあびら追分クリニックの診療体制が変わりまして、今年もできるように進めていたのですが、今年度についても色々コロナの関係もあって人員が確保できないところで、委託ではなくて昨年同様に町外の眼科の方で検査をしていただいて、その分実費分をお返しすると変更させていただいたというところで、この内容についても本日補正予算を可決いただきましたら1月からの広報で周知していく予定です。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 30ページの農業施設管理経費ですが。これ安平の交流センターの床の修理ということですけど、何か利用の計画があるのですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 補正の内容としては今米川議員がおっしゃったとおり床の修繕となっています。現段階においては、もとの安平クラスターステーション推進機構が一応管理を行っている形になってはいますが、年明けの具体的な時期は見えていないのですが、農福連携事業ということでこの場所を一つの事務所として使っていきたいという話は現在計画されているとこ

ろですが、今のところいつというところまでは踏み込めない状況です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ31、32ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 33、34ページ。質疑ありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 34ページの一番上の5項の住宅管理費のところ。こちらいつも確認させていただくのですが、負担金補助及び交付金の部分で既存住宅耐震改修補助金の部分。執行残だったと思うのですが、どのように周知を行っているのか。いつもどおりの周知なのか、今後どのような方向性で。なかなか物価も高騰していてやりづらい部分もあるかもしれないですが、どのように考えているか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらについては議員のおっしゃるとおり例年執行残として落とさせていただいています。住民周知については広報紙による周知、ホームページ、それと町内業者の方にもこちらの方はお話して、業者さんの方からも該当するようなお客さんがいましたらってことではお話していただいています。

今後についてもこれ以外の周知方法はないのかなと思っていますので、まず業者さんからもう少し力を入れてと言いますか、そういうところをもう少しお願いしていく形を考えていきたいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば周知内容はどのように行っているかということ

なのですが、助成金のこと概要申請方法などを書いて周知するだけなのか、それとも改修工事をするに対してどのように大切なのかとかを伝えるようなこともちょっと入っているのか。入っていなければ入れた方がわかりやすいのかどうかかわからないですが。そういう中身を考えることもあるのかどうか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 大変申し訳ありませんが、私の頭の中にどういう周知方法かは入っていませんので、その辺ちょっとご意見として受け止めさせていただいて、今後ちょっとその辺も検討できればしてみたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ35、36ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ37、38ページ。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 歳出最後のページ、39ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。8ページをお開きください。8、9ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページ。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ちょっとお尋ねしたいところは、6目の教育費の国庫補助金で、今回学校施設環境改善交付金というこの決算見込みの6952万6000円がありますが。これは早来小中学校に対する交付金なのか、それとも全体的な学校の交付金なのか教えていただきたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今どちらがどちらかわからなくなってしまったのですが、一応今回の学校においては3本の国庫補助金が付いていまして、公立学校施設整備費国庫負担金と改善交付金と、あとは災害復旧費でこちらは中学校の被災した部分が新しい学校へ引き継げる考えで置いてありますので、今回まだ実績報告が終わっていませんが、現時点での3本の補正をして今の段階での予算整理をさせていただいている考え方になっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） すみません。僕の理解がちょっとしにくくて。災害復旧で使う金って大体わかりましたが、それ以外について、どのような振り分けになっているのか。全部これ一括と同じでいいのかなって。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 考え方としては小学校の分と中学校の部分がこの名目で分かれている形です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ちょっと私も理解があれなので同じところで確認させ

ていただきたいのですが。当初予算ではこちら説明があったのは不適合改築ということにして、該当が小学校の建物で老朽化で更新をしなければこのまま使えないから交付金が下りるという説明だったのですが。こちらに含まれているかどうかを伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） メニューの考え方は今ご説明のとおりです。変わっていません。

○議長（多田政拓君） 三浦議員大丈夫ですか。はい。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 16、17ページ。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 2目の寄付金のことですが。指定寄付金がこの880万ということで、企業版ふるさと納税で9社だということなのですが、ふるさと納税ということなものですから、9社にこれだけのお金をいただいたということは、返礼品という代物は該当しなくてお金だけが来るとことなのか。もう一つ聞きたいのは、こういった企業版ということで企業が払っていただける税金ということで、こう言った場合は通常単年度で来るのか、もしくは継続的に大体ウチの町に入れてくれているよってという感覚なのか。その辺については9社それぞれ違いがあるかと思うのですが、できれば教えていただきたい。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今回は9社の内容で。返礼品の部分ですが税制

上の措置ということなので、返礼品があるとその寄付した自治体との利益関係が心配されるので、そうしたものをしたらダメと制度上定められています。企業の方はあくまでも税制上のメリット措置を活かす形で寄付をしていただいている状況になっています。

あとは継続的な寄付がいただけているのかどうかという点ですが、この間今回補正をあげた後も2社の追加がありまして、今日現在で言いますと令和4年度では11社、令和2年からこの企業版ふるさと納税の実績がありまして28社という実績になっていまして、年またぎ令和2年に寄付していただいて3年はないけどまた令和4年とかの形で寄付していただいたり、あと関係性で強いのは災害時に義援金をいただいた企業が引き続きふるさと企業版を使っていただいて寄付してくださっている傾向は把握しています。あと町としてはお返しするものがないのですが、感謝状という形でこちらの気持ちをお伝えするようなことで対応している状況になっています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 中央要望ですとか、そういう時に企業まわりもさせていただくのですが、当然この企業版ふるさと納税の制度自体が新しいものですから、例えば1000万寄付いただいて、最終的には9割が戻ってくるようなことで実質は100万円の負担になるということも当然納税額にもよってくるのですが、そういった資料も含めて企業まわりをさせていただいていますので。こういったことはこれからも引き続き行っていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の関係で指定寄付金ということなので、何に対する指定の寄付金なのかも伺いできますでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今回の企業版ふるさと納税を寄付していただく際に町としてPRして呼び掛けているのが、今回早来学園の建設に向けて特に寄付をしていただきたいというPRの仕方をしていました。その財源につ

いて今度指定をいただいて建設費の方に可能な限り回していく部分と、今回感謝の気持ちを記す上で先ほどと少し関連があるのですが、寄付していただいた企業はある程度金額設定するのですが、名盤という形で会社の名前を載せてもらって、それを学校の一部の部分に載せていく今計画をしている最中です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ではこの寄付金、積極的に学校への寄付をPRしていただいた分で起債が減ったという理解でよろしいですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） そのようなご理解で間違いありません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入歳出の審議が終わりましたので、4ページをお開きください。4ページ、第2表繰越明許費と第3表債務負担行為補正について質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらなのですが繰越明許費の土木費の下のキャンプ場の整備事業のところ。説明にあって聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、こちら遅延した理由、要因をもう一度お知らせください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 現在執行中のときわキャンプ場第2サイト実施設計委託業務において、政策予算で計上したオートサイト造成工事を年度内に施工するため、委託業務の内オートサイト造成工事にかかる設計成果品の部分

提出期限を9月末として契約していましたが、受託者サイドでコロナウイルスの感染があったことから期限までの納品が困難になったため、造成工事の発注を年度末までに変更してキャンプ場が繁忙期に入る前に完成を目指したいと考えていることから繰越しをするということです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ5ページをお開きください。第4表地方債補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎ 日程第14 議案第7号

○議長（多田政拓君） 日程第14議案第7号、令和4年度安平町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第7号朗読

議案第7号

令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

過年度分特別調整交付金の返還等により、令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第7号

令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ922千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ907,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。国民健康保険事業特別会計補正予算については、過年度分特別調整交付金の返還及び保険基盤安定負担金の確定が主なものとなります。

初めに歳出のご説明をします。7ページをお開きください。1款総務費1項2目連合会負担金は、国保システムの改修に伴う増額となります。2款保険給付費4項1目出産育児一時金は、出産件数の増加に伴う補正となります。7ページから8ページにわたる7款諸支出金1項5目償還金は、特定健康診査負担金の令和3年度実績及び特別調整交付金の令和2年度実績の超過交付分の返還金となります。

次に歳入をご説明します。5ページをお開きください。2款道支出金1項1目保険給付費等交付金は、出産育児一時金の増加に伴う補正及び財源調整として道繰入金を増額するものとなります。5ページから6ページにわたる3款繰入金1項1目一般会計繰入金1節及び2節は、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額。4節は出産育児一時金の増加に伴う補正。5節財政安定化支援事業繰入金は、事業費確定に伴う増額。7節は国保未就学児均等割保険税分の増額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億790万8000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 6ページの一番最後のところ、未就学児均等割保険税繰入金。こちら新規のものだと思いますが詳細、概要をお知らせください。

〔下出税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 議員が言われたとおり今年4月からスタートしています。未就学児、就学前のお子さんがある世帯の均等割を半分にするという制度です。ちなみに11月末現在になります。34世帯50人が対象となっています。金額については64万9800円となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） お諮りします。会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎ 追加日程第 1

○議長（多田政拓君） 追加日程第 1、会期延長の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事運営の都合により明日12月21日水曜日まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって会期は12月21日まで延長することに決定しました。

◎ 日程第15 議案第 8 号

○議長（多田政拓君） 日程第15議案第 8 号、令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第 8 号朗読

議案第 8 号

令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和4年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額により、令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第8号

令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,347千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。後期高齢者医療事業特別会計については、保険基盤安定繰入金を含む保険料を財源として後期高齢者医療広域連合へ負担金を納付することが主なものですが、今回の補正についてはこの保険基盤安定負担金の確定に伴う納付金の減額が主なものとなります。

初めに歳出のご説明をします。6ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額です。

次に歳入の説明をします。5ページをお開きください。2款繰入金1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定により減額するものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4648万2000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 繰入金の関係で保険基盤安定繰入金のところ。こちら低所得者の軽減の関係だと思うのですが、実績の確定による減額補正だと思われませんが、令和3年度は1231人が対象だったと思われるのですが、今年度分は何名分か伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 大変申し訳ありません。数字については今押さえてはいませんでしたので、後ほどお伝えしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら減額補正されたのは当初予算が骨格予算だったためなのもあるのかもしれないし、実績で保険関係は大めに見ておいて減額補正することが多いと思うのですが。では後で数字とか確認して、本当はこの数字がわかればどのように捉えているかという質問につなげていきかけたのですが、わからないということですよ。どうでしょうか。

○議長（多田政拓君） 答弁はできますか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） はい、副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 人数よりも現計予算額からどのような形で今回の金額になったという部分をご説明します。全体で今後支出の見込額が9506万442

円で、予算残額が9740万7500円ということで補正額が三角の234万7000円という形になりますが、この今後支出見込額については保険料の収入分として5787万1500円。それと保険基盤安定繰入分として3718万8942円と。この内訳で合計が今後支出見込額として9506万442円という形になりまして、この額の決定により減額をしていく形になります。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。尚、明日21日は午前10時に再開しますのでご参集願いますことよろしく申し上げます。本日はご苦勞様でした。

延会 午後 4時17分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
